

第5回ハンセン病検証会議

平成15年1月15日

【事務局（加納）】 ただいまから第5回ハンセン病問題検証会議を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日の検証会議の座長、金平委員からごあいさついただきますと思います

【金平座長】 皆様、こんにちは。検証会議の座長の金平でございます。

早いもので、この検証会議も第5回になりました。きょうは検証会議の委員のほかに、検討会のほうからもご出席いただいております。そしてまた、本日はこの群馬県の栗生楽泉園に会場をお貸しいただきまして、ここで開くことになりました。楽泉園の関係者の皆様、そしてまた自治会の皆様方にはいろいろな意味でご協力いただいております。ほんとうにありがとうございます。

本日は、まずこの楽泉園のほうからお3人の方にお話をいただこうと思っております。私どもは聞き取りと申しておりますけれども、ただいま既に重監房を見せていただきましたけれども、やはりこの楽泉園での皆様方の生活、また、いろいろな経過その他についてお話を伺い、私どもの検証会議の役目を果たすために参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、早速聞き取りを始めたいと思っておりますけれども、その前に楽泉園の入園者自治会の会長さんからごあいさつをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【藤田自治会長】 ただいまご紹介にあずかりました自治会会長の藤田でございます。本日はこの検証会議にふさわしい天候にめぐまれたと思っております次第でございます。第5回ということございまして、ちょうど楽泉園も昭和7年に誕生いたしまして、以来71年の歳月がたったわけでございます。その中で、各園にない、この栗生楽泉園に特別病室というのが昭和13年。それで21年まで使用されていたということで、私が当時責任者でありました昭和57年、今から21年前に、今、現場検証されましたように、特別病室を重監房跡地と名を打ったわけでございます。この地におきまして、約九十数名の方、また、そこで凍死した方が22名おられるということでございます。きょうはそういう怨念にふさわしい天候になったかと思っております。

この長い事件の中、真実をきわめていただきまして、真相究明等々の検証を十二分に検証いただきまして、二度とこの悲しい病、あるいはこうしたことがないように、十二分に検証されますことをご祈念をいたしましてごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

【事務局（加納）】 どうもありがとうございます。

本日、楽泉園に関する本、刊行物がございまして、こちらのほう、委員の方で回覧するようにということで寄贈いただいておりますので、合間に見ていただいて、もし、欲しい

というご希望がございましたらご相談いただければ応じられるということでしたので、よろしく願いいたします。

【金平座長】 自治会長さん、どうもありがとうございました。

それでは早速お願いをしたいと思います、もうおいでになっていらっしゃるのでしょうか。

Aさんでいらっしゃいますね。

【Aさん】 さようございます。

【金平座長】 座長をしております金平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【Aさん】 こちらこそよろしくお願いいたします。

【金平座長】 本日はまず最初にAさんでございます。まずAさんのほうからお話をいただきたいと思います。大変恐縮でございますけれども、約10分くらいお話をいただきまして、その後、委員のほうからいろいろとご質問申し上げるという形で進めさせていただきたいと思いますが、Aさん、よろしいですか。

【Aさん】 はい、わかりました。

【金平座長】 それでは早速よろしくお願いいたします。

【Aさん】 私はB県出身でありまして、昭和23年12月末にこの楽泉園に入りました。入りまして以来、ことしで丸54年となります。年は76歳でございます。

昭和23年12月末でございますが、まず、この楽泉園というところに入りましたら、今の福祉会館がありますが、あれは分館といいまして、あそこへ来て入所の手続をとったわけでございます。その当時、分館長さんという方が床の高いところで、私たちは外で待たせられていて、まるっきり外で見上げるようにして手続きをとったわけです。「ああ、あなたはどこから来ましたか。ああ、B。ああ、そうか。通知を持ってきたか。ああ、そうか」と、見下ろしてやって、えらいところで手続きしているもんだなと私は思ったわけでございます。そこで手続きをとりまして、収容病棟というところがありまして、そこへ1週間入りまして、それから医局へ行って、あなたはハンセンであるということを、いろいろとあちこちみんな検査をされて、じゃあ入所を認めるということで、この楽泉園に入れてもらいました。入れてもらいまして、今度は、じゃあどこの舎へ行くかということで、まず健康舎の一番上の奥のほうに旭舎というところがありまして、その旭舎の2号に1人入れる余裕があるからそこへ入れと、こういって私が12月の末に入ったわけでございます。

その舎へ入りまして、これはバラック建てみたいなえらい建物だな、がらがらしているような悪いような建物じゃないかと、こう思いまして入りましたが、入っている人も、平均、ちょっと弱いような人もおりまして、ああ、あんた若いし、ちょっと健康がありそうだな。元気のようなだからこの旭舎の　ここではご飯取り作業と言っているんですが、配食する作業なんです。飯取り作業とここでは言うておりましたが、その作業をあしたからやってくれないかと、こう言われまして、「いや、やってくれないかって、おれはそんな

つもりでここへ入ったわけじゃないんだから、冗談じゃないよ」と、こう言ったわけですが、「いやいや、見てのとおり、みんなやれないから、何とかしてやってくれ」と。「やってくれて、おれは長靴もないし、なけなしの革靴なんか履いたら、雪の中、たちまちだめにしちゃうから、おれ、嫌だよ」と、こう言ったわけですが、「いや、それじゃあ前にもらった長靴があるからそれをやるから」とか、「いや、はんてんもらったのがあるから、おまえにやるから、ぜひご飯取りやってくれ」と、こう言われまして、それで見渡したところ、やっぱりみんな弱い人、中には丈夫な人はほかの作業についておりまして、やっぱりご飯は運ばなければ自分たちが食べられないわけですから、私がもちろん食べられないわけですから、それじゃあやりましょうと。「じゃあ、何だ、毎日運ぶのか」と。「そうだ」「休みはないのか」「休みはないんだ。まあ、風邪でもひいたり、どこか具合悪ければ休んで、そのときは何とか手伝うから」と、こういうようなことで、私はその入った明るる日から食搬作業をしたわけでございます。

この食搬作業ということは、楽泉園じゅうでこれをやらなければ成り立っていかないわけです。食事は全部患者が炊事から運んだものを食べるわけですから。少ないところで二、三人で住んでいるところは何舎か1人で持っていったり、私が住んでいた旭舎は4部屋ありまして、そこで3人ずつおりまして、1部屋だけ4人おりまして、私を含めて13人おりました。その分をてんびん棒というようなので飯器を両方へさげて、ご飯を入れた飯器を4つ、それから汁器という大きい、汁の入る汁器を合わせて5個、両側に分けて運んだわけです。だから、朝、サイレンが鳴ると取りに行き、取りに行ってきたのを、ご飯のほうは1部屋に1つずつ行きますから、汁器のほうは大きなのが1つありますから、そこへひしゃくを持ってきて、それで各部屋の何人かと、こうやってひしゃくではかって、みんななべを持って集まってきますから、そこへ分けてやったりして、それで、汁器は自分で洗って、あとの飯器はその部屋の人が洗って、またご飯が終わったらそのところへ出しておくわけです。それで、私も食べ終わって、その空のものを炊事へまたかついで戻すわけです。それを毎日毎日繰り返すのが食搬作業でございました。

これがまた冬ときたら、きょうはたまたま、ちょっと降ったり、ちょっと荒れているようですが、こんなものは生やさしいもので、昔は雪がすごく、気温はもっと低くて大変でございました。降った雪はかけませんから、みんな我々が踏んで、人の道をつくっている。それでみんな担いだわけです。それから、中には弱い人なんか、雪の中に倒れて、つけ大根なんかそこらへあったり、みそ汁なんか、転んで雪の上へみそ汁の色がついたりなんて、ほんとうに寂しい感じがしました。そういう大変な冬を担ぎ通すということは大変な作業でございました。

それで、雪の時期が終わって、今度は春先になるんです。今度は雪がみんな解けて、今度はこの解けた後が、もう泥田みたいな、どろどろになっちゃう道路なんです。そこを歩いて、ぐちゃぐちゃになるところを、また気温が下がるとでこぼこのがかちこちに凍っちゃうんです。その上を歩くわけですから、とてもとても、靴なんか破れてしまう。傷を持

ったものは、刃のような凍った上をやりますから、足の裏はみんな傷ができてしまうというあれでもって、大変なことでありました。

私は、昭和23年だから、炭背負いとか、いろいろなことはわかりませんが、私がここへ入ってからの仕事としては、ご飯運搬作業がこれは大変なことだったと思います。私はそれをずっと続けておりまして、その合間にある程度の健康がある者は火葬当番をしてくれと、こういうことを言われるわけです。ちゃんと組長って、3舎とか4舎とか持っている人、組長がおりますよね。その人が頼みに来るわけです。嫌だとは言えない。「おれ、そんなこと、ここで火葬やると思わなかった」なんて言っていたわけですが、そういうことも、「いや、おまえはある程度健康があるからぜひやってくれ」と、こう言われてやったりしました。楽泉園に入って、このようなことは夢にも思いませんでしたが、周りがみんなそういうことをやっているから、これが当たり前かなというように自然になって、なれてしまいましたが、ある程度、私は当時は健康がありましたから何とかやりましたが、弱い人、女の人、足が下がったり、弱い人や傷がある人なんかを見ると、ほんとうにみじめな、大変な作業だったわけです。

そういうことをやっておりますと同時に、私の住んだ旭舎というのは今は死語になっておりますが、バラック建てというあれで、昭和16年ごろに建てたようなんですが、ひどい建物で、普通に降っている雪はいいんですが、吹雪になって細かい粉のような雪だったら、かわらの間から雪が天井裏までみんな舞い込んでしまって、それから、寝ている布団の上は2センチぐらいの厚さにぱっと白く雪がかぶっているというようなことがあったわけです。それで、当時は部屋の中に暖房用兼炊事用としてあった、ちょっと長い炉があったわけです。そこで煮炊きをしてやるわけですから、部屋の中は土方部屋みたいに真っ黒けになっちゃって、押し入れに布団なんかたたんで入れておいたり、そんな布団を出そうと思えば、押し入れの中から煙が後で出てくるような状態で、そんなようなことでありましたし、吹雪のときに細かい雪が降ったら、天井裏まで雪が入っちゃうんです。炉がそこにあるから火を炊かないわけにはいかないから、結局はみんな雪かきを持ってきて、天井板を2枚、3枚外して、それで下へござを敷いて、そこへ雪かきでみんなはりにしがみついて落として、炉の周りをまず落として、それから火を炊いたというような建物で、ひどいもんでした。周りはみんながたがたのものですから、秋口になれば目張りだ何だと大騒ぎをしなければ、徹底的に張らなければ、みんな雪が入っちゃって、どうしようもなかったんです。これなんかも若い時代だったから乗り越えてこられたかと思っております。

その後もずっとそういう作業をしておりましたが、私はもともと最初のときは大風子が私は効いたほうでありまして、新しいプロミンが出てから、プロミンがあまり合わなくて、最初は知らないから、これは打てば打つほどよくなるんじゃないかと思ったら、どうも100本打ったそのあたりからだんだん打つたびに熱が出たり、今まで経験しなかった熱こぶみみたいなのが出たり、かえってどうも具合が悪くなってしまって、それでプロミゾールというのが出たわけですが、これもやっぱり合わなくて、じゃあ今度はダイアゾンという

のを飲んだらどうだと、こういうことを言われて飲みましたら、それがたまたま合いました、どうやらこの病気が落ちつきました。私なんかは、大風子を打てばよかったのに、プロミンがいいってみんなが言うから打ったわけですが、私はわりあいその点ではあまりプロミンが効かなかったわけです。

そのうちに、こうしているうちに、どうも本病の関係がそんな状態で熱こぶが出たりして、目の調子が悪くなってまいりまして、これは弱ったことになったと。医局へ行ったところが、専門の先生がおられなんで、これは本病から来た目だから、ちょうど眼科に赤い電気があって、それを目のところへ当てると目玉があったまるわけです。ちょっとあっためればいいような感じがするのだが、それがかえって、今度は帰ってから悪くて、帰ってからはホウ酸というのがあって、小さいなべにお湯を沸かして、その中へホウ酸を入れてかき回して、ある程度冷ましてから綿花でもってはしでちょいちょいとつまんで目を湿布するわけです。そうすると、それもある程度はやったときはいいような感じがするのですが、どうもみんながやるのと違って、私のはよくならなかったわけです。後で何年もたってから、「おまえのは緑内障じゃなかったのか」と、こう言われまして、その当時、そういうことは知りませんから、「いや、そんなことはないだろう」と。「いや、そう言われてみると、おまえはよく目玉が飛び出るほどはれていたんじゃないか。あれは緑内障の症状だよ」と、こう言われたことがありました。それも結局、医局の専門の先生がおられなかったからわからずに、自己流でやっていたわけですが、当時としてはもうどうしようもないということで、私はあきらめて、それで今日までやってきたような次第でございます。

今現在は、目を悪くしてから、不自由舎というところにずっと住んでおります。大体のところはそんなところでございます。

【金平座長】 ありがとうございます。

一応、これでお話を切ってよろしゅうございますか。今から皆さんから質問させていただいてよろしゅうございますか。

【Aさん】 はい。

【金平座長】 よろしいですか。それじゃあ、ちょうど10分ぐらいたっておりますので、今、Aさんのほうから、昭和23年に入所なさってからのいろいろなご生活を伺いました。早速、Aさんのほうにご質問ございましたらどうぞ。

【鮎京委員】 検証会議員の鮎京と申します。ちょっとお聞きいたします。

さっき、火葬のお仕事も割り当てられたとお聞きいたしましたけれども、自分たちが一緒に寝起きしている仲間を火葬するというお仕事は大変つらかったものではないかと思うのですけれども、どのような仕事を具体的にはされていたのでしょうか。

【Aさん】 火葬当番というのは、納骨堂の裏に火葬場というのがありまして、そこに機関場からまきをしょって行って、火葬する炉がありまして、そこへまきを突っ込んで、それで焼く、こういう仕事なんです。どここのだれが亡くなったから、今度、おまえ、番に出てくれと、こう言われて、2人ないし3人でやったわけです。私は新患のほうですか

ら、そんなこともやったことも見たこともありませんから、もうおっかないような、気持ち悪くて、「おれはまきしょうから、そのほうはお断りだよ」なんて、「何言ってるんだ、一緒にやっていかなきゃ、覚えていかなきゃだめだ」なんて言われたこともありますが。まきをしょったりするのは、福祉のこっち側に機関場があって、そこからみんなまきをあそこまでしょったわけです。焼くまきを。それで、そこで焼き上げたわけです。

【鮎京委員】 ありがとうございます。大変つらいお仕事だったと思います。

【金平座長】 それでは私からもちょっと質問させていただきます。

お入りになった翌日から食事の当番と申しますか、運ぶという仕事をなさったんですけれども、それはいつごろまでなさっていましたか。

【Aさん】 4年、5年、6年と、3年間やりました。

【金平座長】 入ってから4年間？

【Aさん】 6年ちょっと前……。約4年近くです。

【金平座長】 現在から4年前ぐらいまでずっとやっていたら？

【Aさん】 ああ、そうじゃないです。入ってからです。

【金平座長】 入ってからね。

【Aさん】 ええ、そうなんです。26年、7年の近くまでやったわけです。それからだんだんと目がおかしくなってきたり、そしてだんだん私もだめになっちゃったわけです。

【金平座長】 そうすると、そのほかに、先ほどの火葬のつらいお仕事と、今、鮎京委員がおっしゃいましたけれども、そういうのはまだ目をご不自由になる前ですね。

【Aさん】 ええ。まだ丈夫なときにですから。また、それでなければ、そんなこととはとても受けられないわけですから。まあ、それに、あの当時としては、火葬をやればおにぎりの大きいのが出るとか、1本つくとかなんていうことで、私も飲んべえのほうだったから、それはありがたえな、おれはそっちは嫌だが、一遍になったら2本つくってやった冗談もありましたが。

【並里委員】 Aさん、並里です。ちょっと教えてください。

プロミンとかプロミゾール、ダイアゾン、それらの処方を受けるときに、今、どれだけを何回しようとか、その処方はそれぞれその都度、主治医の先生がなさいましたか。

【Aさん】 いや、それは、「具合悪いから、もう先生、薬はこれは何かプロミゾールっていうのが出たそうで、そっちに変えてもらえないですか」とか、こっちでお願いしたんです。

【並里委員】 そうすると、それに対して先生は、「それじゃあそうしましょう」という感じだったんですか。

【Aさん】 「ああ、そうか。それじゃあ変えてこっちのにしてみるか」というような単純なものです。

【並里委員】 プロミンも量がいろいろあったと思うんですけれども、それも患者さんご本人とご相談なさってみたいな感じでした？ どんなふうでした。

【Aさん】 大体、あの当時1本5グラム程度じゃなかったですかね。決まっていたんです。それも私は合わなければ2グラム半とか3グラムにすればまたよかったか、それはわかりません。

【並里委員】 お2人で相談なさったみたいなのところがあるんでしょうか。

【Aさん】 あ、それは友達が……。

【並里委員】 その処方をお受けになるときに、主治医がご本人のご意見も聴いて、そこで決めるみたいな感じですか。回数とかも。

【Aさん】 そういうことでした。私たちの言い分を聞いてくださって、「それじゃあ変えてみるか」と、こういうことでした。

【並里委員】 ありがとうございます。

【Aさん】 おかげさまでダイアゾンというのは落ちついたような感じでした。

【筈委員】 餅です。

Aさん、さっきお話の中で、眼科に目が悪くなって通ったけど、きちんとした診断というか、診察をしてもらえない状況だったと。

【Aさん】 診てはくれたんです。だが、これは本病から来ているものだから、電気をかけて、ちょっと目がはれてきたから眼球注射をすると。そういうことをやって、うちへ帰ればホウ酸で湿布したと、こういうことしかやりませんでした。

【筈委員】 そのときの眼科医というか、それは名前は覚えていますか。

【Aさん】 よく覚えていないんです。

【筈委員】 まあ、調べればわかることですね。

【Aさん】 そうです。

【筈委員】 でも、今のお話だと、全く素人の話で、電法をやったり、赤外線ですか、それ。

【Aさん】 目を温める赤い……。

【筈委員】 そんなもので目がよくなるわけがない。それを平気でやっていたということ……。

【Aさん】 だれでもみんなそれをやっていたんです。

【筈委員】 ましてや、後で目がはれている状況、目が非常に飛び出ている状況だから緑内障じゃなかったかと、それは入所者の側から言われたという。

【Aさん】 そうです。

【筈委員】 全く残念至極というか、そんな医療の状態に置かれていたと。全く目を治そうという熱意は施設側になかった。眼科医もそのような姿勢ではないということが今、このことでも明らかになったと思いますが、失明したことに対する怒りとか、今に至っての思いというのがあれば、もう一言聞かせていただきたい。

【Aさん】 それはもう、いい先生がいて、適切な治療をしてくださればとは思ったんですが、もう全体的にそういうことは望み薄だという、どっちかといえばあきらめムードに

してしまったんです。何しろ、目玉がはれて、頭が割れそうになって、ちょっと転がるとあげっぼくなったり、ひどい症状でした。そのうちに、今度、だんだんと目がしぼんできて、痛みも取れて、それで見えなくなってしまったんです。本病のあれもそれは多少はかかっていたと思いますが、致命的なことは緑内障じゃなかったかと思っております。

【筈委員】 私も緑内障のことはよくわかります。それは同じです、症状は。

【Aさん】 そうですか。

【井上検討会委員長】 検討会の井上です。ありがとうございました。

今の質問にも関連するんですけども、かなりきつい作業をされましたよね。若くて元気だったからおっしゃったんだけど、その作業と失明をされたことというのは関連があるでしょうか。

【Aさん】 まあ、あるって言えばある、ないって言えばない、これははっきりしたことは言い切れません。私はある程度丈夫だったから、そんなにきつくは、当時としては思わなかったんです。この作業は。ただ、目が悪くなってからのことは、そんなあれはないですから。もう何もやらなくなりましたから。

【井上検討会委員長】 さっきのお話ですと、27年ぐらいまで作業をされていて、そのころから目が悪くなったということですね。

【Aさん】 そうです。右目が一番先に見えなくなったのは昭和28年ごろからです。それで9年にほとんどだめになっちゃった。

【井上検討会委員長】 それで、目が見えなくなったので作業をやめられたということですよ。

【Aさん】 ええ。それはもう、それはできませんから、やめざるを得ません。また昔のように強制的なようなことは、できなければできないで、もうやらなんでもいいですからね。私が来たときはもう。

【光石委員】 検証会議の光石です。

時間が前後しますが、発病されてからこの施設に来られるまでに、何か特におっしゃりたいことはありませんでしたか。

【Aさん】 これは特にといいことはないが、そちらに資料があるかもしれないが、私は帝大のあそこへ行って、当時、帝大の治療するところに患者のあれがおりまして、私は最初は旅館に泊まって、東京大学の皮膚科に通っていたわけです。そんな高いところにいるのはよくないから、おれのところへ来いということで、大風子をそこで打ってもらって安くいたわけなんです。その人たちが今度、こっちへ引き揚げてきてしまって、いなくなっちゃったんです。それで、大風子は分けてやるからうちで打てと、こういうことで大風子を分けてもらって、うちでおふくろに打ってもらっていたんです。それもなくなっちゃって、それがわりあい効きましたから、ほとんどどうってこともなく6年間ぐらいはそのままほうっておいたわけです。それで、6年ばかりたって昭和23年の春ごろになってから、ちょっと斑紋が一番先に左のほうに出て、右足のほうのふくらはぎのほうに出たりし

て、ちょっとこれはおかしいなと思って、東京にいたときに友達でいた C さんという人がいたので、そこに泊まっていたわけですが、それじゃあこちらに来いと、楽泉園に来いとということで、今盛んにこれは自治会に出ている、総和会というところに出ているが、盛んに今、病人をみんなこっちに入れようと騒いでいるから、おまえもいと目立つようになってきたら、今度は必ずこっちへかり込みに遭うから、先に来いとということでここへ来たわけです。

その間6年間というものは健康だから、家で、百姓ですから、田んぼをつくったり畑をつくったりして、あの当時は戦争当時に食料増産ですから、供出米をつくる責任があるから、割り当てられた量だけはつくらなければだめだとか、いろいろなことがありまして、百姓一本でやってきました。それで、昭和23年にそういう兆候になってここへ入ってから、楽泉園に行つて一、二年ちょっと治療してくるからということで来たわけですが、私がここへ来たことで、親族の人たちがみんな集まって、どこへ行つたんだと。私のおふくろも黙っちゃいられないから、こういうところへ行つた。「何、そんなところへ行つたのか」ということで大騒ぎになってしまつて、親族会議を開いて、「それじゃあ、それは行つたんじゃ、ここを継ぐわけにいかないんだから、ちょっと変えてもらわなければだめじゃないか」と、こういう意見が出たりなんかして、そうしたら今度、実の父親が徹底的に「何を言うんだ」と。「おまえたちはうちのせがれを欲しい、欲しいともらっておいて、病気になつたからといって籍を切つてほかからもらうとは何事だ。絶対させないぞ」と、そこで私の実の父が頑張つて、私の養母と2人で話をつけていたわけでした。

私も一、二年のときはまだ帰れる状態ですから、帰ろうと思つたらおふくろが「絶対に帰ってくれるな」と。「こういう親族会議を開いて大騒ぎをしているから」。私は帰ろう、帰ろうと思つたら、とうとう帰れずに終わつて、こんな、目が見えなくなつちやつたんです。それで、おふくろも実の父親と話をし、私もわかつた。それはもう何が何でもうちのせがれを守るんだから、もうこれでいいからということの話を決めたら、もう親族の者、1人去り、2人去り、だんだんとさびれていつてしまつたんです。まあ、ちょっとした旧家で、多少は山林だの畑だの何だのありましたから、それを今度、おふくろはそういうのを売つたり何かして、何とか生計を立ててやってきたわけでした。

私も帰ろうかと思つたら、絶対に帰らないでくれと。こういう状態だから、私が面会に年に2回でも3回でも行くからと、こういうことを言つて、だからおふくろにそう言われたんじゃ、とても帰るわけにいかないから。そのかわりおふくろは死ぬ思いで米をしょつたり、冬になればもちをついたりなんかして送つてくれたり、米はまた危ないから私がしょつていくとこつて持つてきてくれたりなんかしてやつてくれました。

だから、あのときに1回でも帰つておけばよかつた。無理してでも。もう今になつちや、もうだめですからね。それ来てから、一遍も国へは帰れなくなつてしまいました。姉が来たときの話によると、おふくろもおれが欲しいということでもらつたが、こういう病気になつちやつたからということ、姉がおふくろのところへたまに行つてみると、朝飯のと

きは必ずあれのために陰膳を置くと、やっていたぞと、私は聞かされて、あのときはほろりとしてしまって、そんなおれだけですまねえ、おふくろまで随分苦勞をかけているんだなと、こう思いました。まあ、目が見えなくなったときのことも大変だったが、この思いを聞いたことも大変な思い出になります。

【光石委員】 火葬当番という大変なことをやらされたときに、帰ろうということは当然お考えになった？ 火葬当番という大変なことを割り当てられちゃったと。そうしたら、もうこんなところいるところじゃないと。

【Aさん】 それは思いませんでした。みんなもうやっているから。それはもうお互いだなと思って。あれがやったんなら、それじゃあおれも今度やるかと。それで、私はまだ新患ですから、みんなに嫌なことはみんなやってもらって、まきしょったり、できるだけ焼いているところはのぞかないようにしたりやっていたような。たまにはのぞいたりしたんですが、先輩がそういう細かいことはみんなやってくれました。

【金平座長】 ありがとうございます。よろしいですか、ほかには。

Aさんは、だれかからこの園のほうに入園を強制されたというのではなくて、東京大学の病院ですか、そういうところに患者として治療を受けていらっやって、そして、しばらくちょっと行ってくるかというふうな感じでこの園にお入りになった。

【Aさん】 そうです。自分から私は入りました。

【金平座長】 ということですね。

【Aさん】 そういうことをしないと、必ずシラミつぶしで、どんどん強制的に入れていくから、おまえのところにも調べればわかって来るから入れと、ちょっと来て入れと。そうすれば、そっちへあまり迷惑かけないからという、Cさんという人が、しょっちゅう手紙でやり取りをして、ここの様子も聞いておりましたから、それじゃあ一応行ってみようということで、私は自分から来ました。

【鮎京委員】 今のお話で、この園にお入りになるときの経過のことで、かり込みに遭うから先に来いと言われたという話をさっき言われたんだけど、それが今言っておられる、ここに園に入るときに、もう入らなきゃしょうがなくなっちゃったんだということの意味なんですね。

【Aさん】 病気が重くなって、いろいろ知られてここへ入れと言われても入らないで頑張っていた場合は、強制的に入れられると、こういうのをかり込みと言ったりするんです。

【鮎京委員】 だから、そのために入れられたと思っておられるわけでしょう？

【Aさん】 私はそれではありません。ただ、自分から来ないと、家族の者やほかの者まで影響するからということであつたわけなんです。ところが、来たところが、それがわかって、Dの保健所から、時たま家へ帰っているんじゃないかというような、おふくろの話では、何回か様子を見に来たというような話は聞きました。

【鮎京委員】 体をつかまえられて強制的に入れられたのじゃないけれども、かり込みに遭うから先に来いというようなことで、かり込みがあるからって、それが怖いのでこつ

ちに入ったということですね。

【Aさん】 ええ。それもありましたし、病気も少し再発するような具合になって、それも家に大風子でもあれば、これは危ないからって打てば、またそこで中断したかもしれませんが、もう一切そういうものはなくなっちゃって、ここへ入らなければ治療はできないわけですから。

【金平座長】 だから、ある意味では A さんのほうで大風子というんですか、これを治療に使うということで、それもあまり十分でないので、この園に入ったほうがその治療が受けられるというお気持ちもあったわけですね。

【Aさん】 ええ、ここへ入れば何か治療してもらえると。もう大風子自体がもうなくなっちゃったから。こっちへ問い合わせたって、「そんなものは今時買えるもんか」なんて言われて、「ないよ」と言われてしまって、それでも私はどっちかというところ最初は効いたほうですから、間 6 年間はもったわけです。

【金平座長】 ありがとうございます。

【筈委員】 A さん、やはりどうしてもいられなくなったという状況が社会的にあるわけでしょう。それをきちんと言わないと。

【Aさん】 それはもうほかで聞いておりますから。

【筈委員】 ですから、かり込みに遭うおそれがあるから入れというように C さんから言われたと。それは社会的な状況でそうなっていましたから、いわゆる全体的にあぶり出し。今、薬もなくなったしという話ですが、実際に家にいられなくなる。むしろ、そのまま我慢していれば強制収容を受けると。そのために家族に一層の迷惑を及ぼすと。そういうことは十分考えられたということですね。

【Aさん】 そうです。ここの情勢やいろいろな情勢を聞きましたから。全然そういうことを知らなければ、もっと頑張っていたかもわかりません。

【筈委員】 でも、頑張っている、結局そうなるだろうと。今までの我々の経過からいっても、そういうのが、今までのはっきりした私たちに対する政策でしたから、その点はやはりきちんとあいまいにしないほうがいいんじゃないかと思います。

【金平座長】 ほかによろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。今、いろいろなお話を伺いました。ご家族のことも考えて、A さんがご自分でここにお入りになって、23 年からですから、ほんとうに随分長いことここでお過ごしになったわけでございますね。今、お目が不自由でございますけれども、どうぞこれからも少しでもお元気でお過ごしくださいませ。

【Aさん】 ありがとうございます。

【金平座長】 時間になりましたので、一応、これで終わらせていただきますけれども、よろしゅうございましょうか。何か最後でございますか。

【井上検討会委員長】 申しわけございません、一言。

目も不自由だということでしたけれども、51 年に結婚されているわけですが、園から

出て、いわゆる社会復帰ということは考えられなかった？

【Aさん】 いや、それは、もう私は目が悪くなった、全然見えなくなったときですから。女房のほうも全然見えない同士で、盲人同士で結婚しても、ここでは生活できるような不自由舎でなりましたから、で、一緒になったわけです。

【井上検討会委員長】 もう園の外ではやはり生活できないだろうというふうに考えられて。

【Aさん】 それはもちろんそうです。

【井上検討会委員長】 はい、ありがとうございます。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

【Aさん】 どうもありがとうございました。

【金平座長】 それではお2人目、続けて伺いたいと思います。ご準備よろしいでしょうか。

Eさんでいらっしゃいますね。

【Eさん】 はい。

【金平座長】 検証会議の座長の金平と申します。本日はどうもありがとうございます。

【Eさん】 ご苦労さまです。

【金平座長】 きょうはいろいろとお話を伺うためにやってまいりました。Eさんのほうからまず、約10分ほどお話を聞かせてくださいませんか。そしてその後、ただいまのように、少しこちらの委員のほうからご質問申し上げますので、それに対してお話しただけるとありがたいと思います。

【Eさん】 生年月日は1926年だろうと思うんだけどな。大正15年です。まあ、こんないいかげんなところがあるけど、うそはつきません。ほんとうのことを申し上げます。

生まれたのはF市内なんだけど、うちは時計屋で、おれが生まれて3年か4年の年におやじの再発。この病気だわね。再発で、それで時計屋の店を閉めて、それから別れるとか別れないということがあったらしいけど、それはおれ、小さいからわからなかった。それで、一たん、何か1週間くらい別れていたらしいけど、母親が、おれがかわいくて戻ってきて、Fに大きな製糸工場が2つもあったから、その製糸工場で働きながら子供を育てるということを母親は口にしたそうで、製糸工場で働いたけれども、おふくろにとっては自分の夫が時計が直せなくなったんで店をたたんだんだから、結局は2人の子供と自分の夫を面倒見なきゃならない。そんな製糸工場で働いたくらいじゃ食っていけないわけだよ。生きていけないから。

それで、悶々としながら、おれを抱えて、夫婦で考えた末、おやじとしては自分の田舎へ行って時計を修理しながら、お金をためながら時計直しを教えると、こういう計画を立てて、もうそれが4年間くらい続いたのかな。その間は私は市内を親戚の家へあっちこち預けられたんだけど、乱暴でね、おれが。乱暴で人はぶん殴るわ、物は壊すわ、寝小便はするわで、どこへ行っても嫌われちゃって、しょうがなくて、お寺だとかそういう

ようなところ、キリストのそういうような施設へ預けられたり、いろいろしたけど、やっぱりひとところじゃどうにもならなくなるんだわね。町を歩けば看板はひっくり返して歩くし、どういうんだか自分でもよくわからなかったけど。

まあ、そんなことで三、四年、おれとしても母親が3カ月か4カ月、田舎へ行って、2人でお金を取ってきては、その中からお金幾らか払ったりして、それでまた二、三日してはまた預けて、そしてまた3カ月か4カ月、田舎へ行って覚えてくる。そんなことを4年ぐらい続けたんです。4年ぐらいだと思ふな。それで、その間に母親が帰ってきたときの、大体夕方、あるとき家にひょこっと、もう暗くなってから、夕ご飯なんか食べているころへひょこっと帰ってくると、母親の顔見たときは、まあ、これは経験した者じゃなきゃわからんだろうけど、口の中へご飯入れているものを、泣いていいんだか何していいんだかわからない。ほんとうに母親のところへ抱きついていくんだけど、そのときの心境って今でも忘れられないですね。

まあ、そういうことや何か積み重ねてきて、それで6里ぐらい離れている G 今は市だけど、そこへ店をおふくろが時計を直せるようになって、それでそこで H 町っていうところで、そこでもって店を出して、結局、周りの近所の人が女の時計屋さんっていうんで、あのころ、そういうものを修理するとか、ある程度凌ぐような女性っていうのは少なかったからね、だから女の時計屋さんっていうんで結構繁盛してね、おふくろはご飯食べるとすぐ店へ出るから、子供の面倒なんか見ないけど、子供の数は増えていくわ。とうとうそこで4人も子供ができて、おれが長男で、妹、妹、一番下が男の子と、こういうような。うちもどうやら大きくして、おふくろの弟が3里ぐらい離れたところに支店を出していたんです。そこまで行って、それでおふくろ、14年の年に、おれがそんなこと知ってる必要ないんだけど、妊娠して、それで死産。その結果が出血多量で、あのころは病院でお産するなんていうところはおそらくなかったんでしょう。それで、家の奥のほうでお産をして、そんな具合で亡くなっちゃったんで。

死んでしまったらおやじが泣いてばかりいて、どうにもならん。どうにもならんって、おれがそんな生意気なこと言えないんだけど。そういう状態になっちゃって、それでうそでもないんだけど、おれ、一生懸命やるから頑張ろうって、おやじに言ったら、おやじ、喜んでね。それからどうやら何かやろうとして2カ月ぐらいしたら、今度、警察から、あのころ警察に衛生課があったんです。で、警察から、最初、警察もなかなか策略をもって来るのか何か、若い警察官、とても言葉よく言えば、プライドが高いんだらう。ものすごい立ってたままで帽子も脱がないで、1週間に2回ぐらいそこに来た。その間に衛生課専門の、やわらかい態度で帽子を脱いで、それで、「じいちゃん、息子さんも病気のようなだから、こゝらで子供に仕事を覚えさせるのもいいけど、そうじゃなくて、こういう療養所へ入らないか」っていうんで楽泉園の写真やらそういうものを持ってきて見せたんですよ。それで、楽泉園の保育所がある。それから、刑務所は見せなかったね。ここへ来たら刑務所があるんで、おれはたまげたんだけど、刑務所は見せなかったけど、その保育所の写真

やら、園内の格好いいところばかり見せて。

でも、おれのおやじは何ていうのか、若いうちに町工場に住み込みで入っていて、そこで毎年、年に2回くらい身体検査があって、19ぐらいのときに病気がわかって、それで多磨全生園に仮入院。あのころ、仮入院というのがあったんだね。仮入院していて、それでそこでしばらくいたけど飛び出して、それでFくんだりまで来て、Fでおれのおふくろと一緒にあって、そういう結果になってきたんだけどね。まあ、だけど、おふくろが死んでからというものは、2カ月ぐらいしてから警察は入れかわり立ちかわり、1週間に。それで、お客さんが来ていて、自転車がちょこっとでも曲がっていると、「これ、道路に違反してる」って、そういう態度で、それから時計屋でも時計を新しい時計とか、時計を交換するときに、下取りってするんです。そのとき、古物商の鑑札を持っていないと許可にならないんで、それで古物商の鑑札を持っているから帳面が当然、出入り、買い取った、売った、買ったをみんな帳面につけている。その帳面つけて、その若い警察官が来て、「帳面見せろ」なんて言って、帳面見て、帳面見て何も言わないんですよ。おやじの手を見て、親父の手は今のおれのこんなような手で、それで、「おまえのその手はそれは何だ」、こういう姿勢なんですよ。「これはリュウマチ」って言って、おやじがそういうそをついて、リュウマチだったらそれ以上何も言えない。知識がないんだから。それで、何だかおもしろくなさそうにまた帰っていく。

四、五日するとまた来るんです。そして、またああじゃない、こうじゃないと。お客さんの、あのころ自転車の後ろに鑑札が、番号がついています。その裏側を指でさぐると、アルミで、こう、切ってあるんだよね。それが盗難に遭った車かどうかつけろわけだ。「この自転車、鑑札の番号が切ってあるじゃないか」。何か、陰に陽に非常にうるさく来る。それで、最後に、その年寄りの警察官がおっしゃるんで、そのときにおやじも、もうこれはだめだ、あきらめようということで、療養所へ入るかって言うから、しょうがない、いられないんなら入るよりしょうがないだろうって。

それで、その警察官に一応入るといふことにして、それで今度、じゃあ、大体今月のいつごろに来るから、それまでに全部店をたたんだり、行く支度をしてくれと、病気の無い子供は保育所へ入れるようにと、こういうようなことを言って、それで、じゃあそうするかっていうことで、しばらくたたんで待っていたけど、全然、何か1カ月過ぎて来ないんだよ。それで、どうしてなんだろうってわけで聞いたら、何か、Gの奥のJの奥に、今で言うとKさんになると思うんだ、Kさん、あの人と一緒に来る。それで、その人が、もう一人、踏ん切りがつかないんでもうちょっと時間くっていると、こっちのほうにだれとかがいるんで、それも来ないからどうのこうのと。とうとう1カ月半ぐらいしているうちに、こっちも生きていられるから経済的に参ってくるわけだ。そんなことしていれば、親子して自殺するような結果になるから、これ、何とかしなきゃならん。それで、おやじのほうの兄さんが来て、その相談したら、それでも上町と下町があるっていうんで、そこへ下町っていうのが湯ノ沢の患者のいるところだからそこへ入って。ああ、それはいいじ

やないか、じゃあ、そうすれば親子でいられるということで、もう警察なんか相手しないで、しょうがない電車で行き、おれももう（斑紋が）顔へ出てたし、何だか実際のことは警察からもうるさく言われて結局、軽井沢に逃げてくるように電車で来たわけ。来たはいいけど、仕事はないわ、もう12月に近かったね。そのころで、まあ寒くてね。それで家があったかいところの家の建て方だから、とてもじゃないが雪はあるしね。もう、家の中のものがみんな凍ってしまうし、親子5人でこたつで寝るなんていったって。

それで仕事がないから、その部落のLっていう土方の親方がいて、そのLへ行って、おれ使ってくれないかと言って、おれは全然土方なんかやったことないでしょう。力なんか全然ありやしねえんだよ。それで、そこでじゃあ使ってやろうって。あんた幾つだと。ちょっと年ごましたりして。だけどね、それ、頭も悪かったんだけど、最初に幾らで使ってくれるなんて、こういう約束をした。そうしたら、1円幾らとかって。1円70銭で使ってやると。ああ、そうか。じゃああしたから来るって。それで、23日ぐらいで首になっちゃった。何もできないから。ただの木管除去掘れないんだから。だから、それを伏せることもできないし、とうとう首になった。それで、そのうちの半分のお金をもらって、それでも助かったわね。それでようやく生きていた。

そのうちに、もうその前におれらが行ったころ、湯ノ沢は解散しなきゃならんという話が出ていたんですね。それで、年が明けたら、徹底的にここで解散だと。何月何日解散と。こういうことで15年の6月1日に楽泉園に入った。入ったときのことだけよく覚えている。それで、入って、東のほうに火葬場があって、西のほうにたしか刑務所がある。それで、火葬場の近くに監房がもう一つあって、コンクリートでできたものすごいのが。それを見て、あるもんだなと思って、そのときは納骨堂はなかったんだね。納骨堂はまるでないってわけじゃなくて、現在のあそこ、天理教がある。天理教敷地北角に、ちょうど堆肥穴のようにあって、ガラス戸が入ってる。そこへ骨つぼがいっぱい並んでるんだね。今で言えばそれが納骨堂なんだよ。ということだね。おれが思うには。

それで、こういうところでこうなんかやと。だけど、15歳以上だったから、まあ満でいけば14なんだけど、15歳だったから、強制作業。病棟まで行って、病棟の作業して、だけど何かね、やっているうちに、あのこと20銭ぐらいくれたのかな。25銭だったか20銭だかもらって、それで病棟2カ月ぐらいやったのかな。そのうち今度不自由舎のほう来て。それで、しているうちに、分館にNおやじっていう親方がいて、その親方が「おまえたち、時計直せるんだってんじゃないか」って言うから、そうだって。じゃあ、おまえ、ここで作業として1日25銭やるから、時計持ってきてはそれみんな直せって。それで、おれは1日、10近くやるんだよ。それがみんなもうこんなの、それでも25銭。それで、あるとき柱時計のガラスのふちを誤って欠けてしまったんだよ。だけど、ガラスはくっついてるんだけど、ガラスにひびが入っちゃって、それ、でき上がったところでそれをそのままもって言ったら、「ちょっと待て」と。Nおやじにふんづかまって、「ちょっと来い。おまえ、これ、どうなんだ」「欠けたんだよ」「欠けたんだよってことがあるか。お

まえ、こういうことを人の目をごまかすようなことするんなら、少し涼しいところ入るか。こういう脅かしをくったことがある。怖かったですよ。おれ、もう、一度あの監獄の中のぞいて見たこともあるし。怖かった。ほんと怖かった。それで、「すみません」って涙こぼして謝って。

それから25銭でしばらく働いて、それでその間に今度は年が若いから青年会があって、青年会というのはまた若いから、元気いいから、町の土方から木管掘りから鉄管掘りから雪かきから、それから木管削り、刑務所のあったあの下の方に、松の木の太いやつ、四点吊りで担ぐような。四点って言っちゃわからないか。4人か5人や6人ぐらいで担ぐような長い太い松の木を谷から上げて、そんなことまでやった。それからまきあげ、炭背負い、これはAさんも言われていたように火葬場の仕事。常会ってというのがあって、その常会区域で亡くなった人がいると、それ、若くて少し元気なのが火葬場の一員に加えられて、それでまき運びとかそういうものを一切やらされて。それでやらされたことあるけど、Aさんも言っていたように、ここへ来て火葬をやるとは思わなかった。ほんと、思わなかった。火葬やるわ、ああいうことで脅かされて刑務所へ、少し涼しいところへ入るかなんて言われたのはおれは初めてだもの。

それで、まあ、しているうちに、20年の年に終戦に入って、二、三年したら、今度、おれ、病気が騒いじゃって。それで、頭の毛がべろっと抜けちゃって。だから、こんなの余計な話だけど、子供のときから戦争でしょう。満州事変からシナ事変から大東亜にずっとつながって。その間、頭の毛を伸ばすってことなかった。みんな学校で刈られちゃったりとか、床屋行って、床屋で顔に何かできてるから嫌がって、後で来い、終わりに来いと言われて、それで終わりに来いって言われたって、いつが終わりなんだかよくわからないし、子供だからそう言われると嫌だから、もう行かないって言って、おふくろに言うとおふくろは悲しくなるから黙って、「おまえ、どうして床屋行かないんだ」って言われたりして。しまいにおふくろが、時計を直すぐらいだから器用には器用だった。だから、バリカンじゃなくて、頭そっちゃうわけだ。そんなこと、ずっとおふくろが生きている間から頭はそりっぱなしで、全然伸ばしたことなかった。

だから、まあ、これも余分なことだけど、24年の年にはべろっとはげちゃった。24年……22年か。22年ごろだな。まだおやじが生きていたんだからな。おやじ24年に死んでんだから。そのときに、時計、この近郷近隣だから、村長さんまでが村の時計を集めてもってきて、時計を修理してくれないかと。その金はみんな分館へ持っていっておさめるんだけど。それを持ってきてくれたりなんかして。だけど、そのうちにおやじに頼んで、ちょうど道でその村長さんと（自分が）会うんです。そうすると、「今、あそこに息子さんがいたから、時計修理を頼んできたから、だんなさん、お願いします」って言われる。こういう嫌な思いは医局でもあった。おやじが死んでから（自分に医者が）「この間、息子さん亡くされて気の毒でしたね」と。そうしたら、そこに看護婦さんがいて、「この人、息子さんです」と。そういう思いがあった。

【金平座長】 Eさん、まだあと10分ぐらいあるんですけど、お話がいっぱいありそうだけど、あと10分ぐらいしかないんです。それで、みんなからもちょっとお話を聞きたいんだけど、ちょっとお話を止めて、みんなからの質問も受けてくださいますか。

【Eさん】 はい。

【金平座長】 いいですか。

【Eさん】 はい。

【金平座長】 それでは何かございますでしょうか。随分、お父様のこと、お母様のこと、お父様の時計にまつわるお話がございましたけれども、Eさんがこの寮にお入りになったのは、昭和16年ですか。

【Eさん】 15年。

【金平座長】 15年。それで、14歳のときだったということでしたね。

【Eさん】 満でね。

【金平座長】 そして、現在までいろいろなことをなさったと思いますが、何かこちらのほうからちょっと質問して……。

【鮎京委員】 Eさんがここに入るときに、湯ノ沢部落が解散になっちゃって入ってきたんだけど、あなたには兄弟がいたでしょう。妹2人と弟。これ、どうなっちゃったんですか。

【Eさん】 だから、この兄弟は、小さい子は保育所へ、すぐ下の妹はFへ預けてたんだね、女の子。それで、預けてたんだけど、向こうは水商売へ売り飛ばす気でいたわけですよ。それがわかったんで、これは大変だななんて言っているうちに、妹が具合悪くなっちゃって、具合悪いってというのは、病名が全然わからないけど、こっちへ寄こして、それでおれらのそばへ仮入院で置いておいたわけ。それで、時計を一緒に直してたの。そういうことがあるの。

【鮎京委員】 小さい妹は保育所に入れられたの？

【Eさん】 そう。

【鮎京委員】 保育所というのはどういうものですか。ここの園についている保育所なの？

【Eさん】 そうそう。

【鮎京委員】 とても貧弱な保育所だったって聞いているんだけどね。

【Eさん】 貧弱っていうより、ひどいよ。

【鮎京委員】 ひどい？ どんなにひどかったですか。

【Eさん】 保母さんとかお母さんがわりの人が何だかな、そういうような偏見の目で見られるのか、おれもとてもおとなしいほうじゃなかったけど、だけとおれほどじゃないけど、とにかく腹へるから人の畑行ってネギ取ってきたり、ジャガイモ取ってきたりして、四、五人で焼いて食っていたんですよ。そんなようなことを、患者は空き缶拾ってきてやっていう。そういうことをやるし、シラミがものすごかった。だから、もう、衛生も何

も全然めっちゃめっちゃだった。だから、そういう施設だから、ちょうどおれたちが入っているところと大して変わらない生活を送らされたんじゃないかな。こんな短い、五分刈りの男の子の頭の毛のところにシラミの卵がいっぱい毛についてた。そんなのものすごかった。だから、あのころの保育所なんていうのは格好だけです。言葉だけ。

【鮎京委員】 病気じゃない妹たちも、1人はよそに預けられて、その後、水商売に売り飛ばされちゃって、結局……。

【Eさん】 売り飛ばされなかったけど、売り飛ばされそうなんで、要するに、そのうちに妹、具合悪くなったんですよ。それで、具合悪くなって、病名がわからないから、これは1回、親元の病院で診せたほうがいいってわけで、それで連れてきたら、ここでもわからなかった。わからなかったけど、とにかく親のところへ来ると具合よくなる。それでしようがなく、自分のひざもとへ置いて、少し仮入院させて置いておこうということで、金払いさえすればいいよというわけで置いたんです。

【金平座長】 よろしいですか。ほかにございますか。

【筈委員】 筈です。

Eさん、あなたの一番下の妹がここで自殺を図った。

【Eさん】 そうね。

【筈委員】 あれは昭和30年代の終わりごろかな。

【Eさん】 33かな。

【筈委員】 私もEさんとは長いつき合いでよく知っているんですが、あのときに服毒自殺を図って、その発見は早かったけど、手当てがおくれたということがありますが、その点、もう少し、そのことについてちょっと絞って話していただけますか。

【Eさん】 33年、金曜日の晩に薬を飲んで寝て、土曜日に起きないので、お昼ごろ、当直の先生をお願いして診てもらったんだよ。そうしたら、「いや、今の若い子はこういうことをするからもう少し様子を見る」と、そう言ってるので、それで、しょうがねえなあと思って、様子見るってことにして、そしたら土曜日の夕方になっても全然目が覚めないんだよ。これはもう時間も相当たつから、これはもう1回先生に言って。そのときには医長だよ、O先生っていう。医長が「そんなことはねえだろう」なんて言って、今度、翌日になっちゃって。いや、土曜日の晩に入った。土曜日の晩に診るっていうことだった。先生が変わって、入れてもらって。そうしたら、そのときに、P先生っていう、大きいほう、小さいほうって2人いて、大きいほうのP先生が、「Eさん、あれは医者の間違いだぞ。あれは手おくれだぞ。何でもう少しそのときに処置してもらわなかったんだ」「してもらわなかったって言ったって、『今の若い子はちょこっと薬でああいうことをして、ゲームのようにして飲んで』と、こんなような言い方したから、そうかなと思って」。それでいたんだけど、それどこじゃなかったんだよね。妹には妹の悩みが強かったんです。それだけ……。

【筈委員】 要するに、当時の医務課長が当直で、それで全く無視した形で、そのうち目が覚めるだろうというのでほうっておいたと。これは後ほど大きな問題になって、亡く

なったということから問題になったわけですが、それは医務課長はその責任を認めたことがありますけど、しかし、その段階でなぜ妹さんが放置されたか、それはやはり、この施設にある、患者を蔑視する考え方が医者の中にあって、その一つの典型的なあらわれと我々は思っていますが、そのことについてはどうですか。

【Eさん】 そうね。まあ、O先生に会ってくれて、自治会でお願いして、それで会ったんだ。そしたら、「おれが悪かった。だからあんたたちの言うようにするから」って、こう言う。けども、あのころ、医者をどういうふうに、こういうふうになって、おれらがとても口出しできるようなものじゃなかったから、事によってはやめられちゃったら困るなど。それで、いや、おれ、先生がこういう間違いが再び起こらないように注意してほしいし、それと、もう一つはほかへ行ってやるんじゃないくて、ここでぜひとももう1回そういうふうに考えてほしいというお願いだけして、まあ、切り上げたんです。

【筈委員】 要するに、医者は責任を認めたと。しかし、そのころ、医者になり手が無い。なかなか医者になる人がいない。こちらへ赴任してくる人が少ない。そのために、やむなく我慢したと。医者のほうでは責任をとると言ったけど、それを免罪したということですね。

【Eさん】 そう。

【金平座長】 それでは、藤森委員、どうぞ。

【藤森委員】 検証会議の藤森と申します。

先ほどのお話の中に、楽泉園に入られて間もなく、時計の修理をやっているときにガラスが割れて、そのことをもって「少し涼しいところへ入るか」と言われた。非常に怖かったというお話を伺いました。1つは、そういうふうにしたのは親方とおっしゃいましたが、どういう立場の人でしょうか。

【Eさん】 そうだね、その人はあの当時、もう土方部屋の親方みたいなもんだな。この園の中に世話人というのがいて、世話人というのは患者だけど、2舎から3舎で世話人というのがいて、その世話人というのがみんな患者のこと、Nさんのところへ行って告げ口する人がいるわけ。だから、みんな怖がっていた。

【藤森委員】 それは職員ですか。

【Eさん】 世話人というのは職員じゃなくて患者で。

【藤森委員】 患者の中の。

【Eさん】 患者がそういうふうになんかことして。

【筈委員】 今言ったのはNさんのことでしょう。

【Eさん】 そう。

【筈委員】 それ、職員でしょう。

【Eさん】 Nさんは職員。

【筈委員】 今聞いているのは、Nさんのことを聞いているんだと思うんです。

【Eさん】 ああ、そうか。Nさんっていう人は、とにかく、まあ、怖いな。そばへ寄

れないっていうか。おれら、年が若かったせいか、あまり行って Nさんと話すってことはないし。

【藤森委員】 その「少し涼しいところ入るか」というふうに言ったのは、Nさんという職員？

【Eさん】 そうそう。

【藤森委員】 職員の中のどういう立場だったかわかりますか。

【Eさん】 立場って、結局はあの人が福祉の分館の中を全部取り締まっていたし、患者の台帳を押さえていた。患者がちょっとでも間違っただけをすればぶち込むと。

【藤森委員】 そのとき非常に怖かったというふうにおっしゃっていました。のぞいたこともあると。きょう、さっき見てきた重監房という刑務所のことだと思うんですが、そこに入れられた体験をした人の話を聞いておられますか。

【Eさん】 おれは入れられなかったけど、その中に Qさんっていう人がいたんだよ。これは九州の人だね。この人のだんなさんが、ある湯ノ沢のような部落みたいなところの役員か何かしてるんで、そこへ連れてこられてあそこへぶち込んだ。それで、そのおかみさんだけが園の中で看護をしてる。ご飯取りしたりしていたのね。そのおかみさんが、まあ、うちのおやじは宗教活動をしていたんだよ。宗教団体で副会長やってたから、「Eさん、どうしても頼んでくれ。Nさんに、うちの人出してもらうように頼んでくれ」って、何回か頼みには行ったらしいんだ、おやじも。行ったけど、全然、しまいには忘れちゃうんだから、あの人は。入れたの忘れちゃうってことあるんだから。

【藤森委員】 その頼みに行った相手はNさん？

【Eさん】 頼みに行ったのはNさんのところへ行ったの。そのころ、監房へぶち込んだり出したりするのはNさんがやっていた。おれらの目ではだよ。園長が許可するとかしないとかなんてもんじゃなくて、勝手にそこらしてたんじゃないかな。そういう面があったんじゃないかな。よくわからんけどね。

【藤森委員】 ありがとうございます。

【金平座長】 ありがとうございます。あと、よろしいでしょうか。

それでは、Eさん、園にお入りになってからいろいろなことがおありになりました。そして、今、その中の貴重なご経験を幾つかお話しくささいました。まだまだお話があるかと思えますけれども、きょうはこれだけしか時間がありませんので、これでおしまいになります。Eさん、よろしいですか。

【Eさん】 はい。

【金平座長】 長い間、どうもありがとうございました。

【Eさん】 お願いします。

【金平座長】 それでは、ここで休憩を取りたいと思います。もうお一方ご準備くださっていらっしゃる患者さんがいらっしゃいますけれども、ちょっと休憩を取って、その後で伺いたいと思います。それでは10分間だけ休憩を取らせていただきたいと思います。

(休 憩)

【金平座長】 大変お待たせいたしました。それでは、3人目の方からお話を伺いたいと思います。次に沢田五郎さんからお話を伺いたいと思います。

沢田五郎さんでいらっしゃいますね。

【沢田氏】 はい、そうです。

【金平座長】 検証会議座長の金平と申します。きょうはお時間をつくってくださいまして、私どもにお話を聞かせていただくということになっております。ありがとうございます。時間があまりございませんけれども、一応10分ほど、まず沢田さんのほうからお話をいただきたい。その後、委員のほうからいろいろ伺いたいと思いますので、お答えいただければと思います。よろしくお願いします。

【沢田氏】 それでは、話し始めると随分いろいろなことがあるので長くなっちゃうかと思うんですけど、極力10分で話して、質問にさせていただきたいと思います。

私は、昭和5年、1930年、R県S郡の農家に生まれたわけです。家族の一人が、昭和10年、小学5年のときの夏休みの後、2学期から大変にハンセン病の症状が出て、顔がむくんで、まゆ毛が抜けて、頭髮も抜けて、ところどころ大きなはげができたというようなことです。親類がハンセン病で、その親類の子供もハンセン病に結局なっていたわけなんですけれども、同じ村にいたんだけど、この辺の連絡状況があまりうまくいかずに、うちはうちで悩んでいたというわけで、父親も、これはらい病のようだと叫びたらしいんだけど、何とも……。医者には連れていったんだけど、あまりはっきりしないで昭和10年から11年にかけて過ごしてしまったと。

それで、昭和11年の新学期に上がるときに、もう学校へ来なくてもよいと言われたらしいです。それでうちにこもるといようなことになって、そうなるとうちの前に、あのほうの言葉で往還と言っていましたけど、村道がありまして、ここを本校へ通う ずっと奥にも幾つか字があって、そちらに分教場があったんだけど、4年生が終わって5年になると本校に上がる。その子供たちが往還を通ってうちの前をどんどん行く。うちの前には井戸があって、そこに人が出ていたりなんかするわけだけど、そこを通る子供がドスツドスツといいながら通る。または、口を押さえて駆け抜けるというような状態になったんです。そのところの特徴的なところを1つ申し上げると、道の正面を向かずに、道の横をにらみながら、カニ歩きのような格好で歩く斜視の女の子がいたんだけど、それがそういう格好だからひょこひょこ歩く感じで、道の横にあの当時よく電柱があって、あの電柱にぶつかりに行くのかというような格好で歩くんだけど、その子が、うちの母親が井戸に出たら慌てて口をふさいで道の向こう側へ逃げたと。ところが、そこにはネギ畑があって、そこへのし上げちゃったと。そこへ戻ろうとして、今度は足がもつれて、ちょっと高くなっている畑から逆さまというような感じでばたんと道の真ん中へ転がったと。それを見てうちの母親が「あはは」と笑ったらしいんだね。そうしたら慌ててはね起きて、つばを吐きながら、また口を押さえてカニ歩きで逃げていったというんで、あれがおかしか

ったというわけで、おかしかったにはおかしかったんだけど、悔しい現実ですよ。まあ、うちの親がそういうふうな状態になりました。

それで、私の2つ上の姉がおりまして、これは1年生に上がる時から弱くて、なかなか学校へ行くのを嫌がっていたんだけど、2年生になったら今度はうちの前はそういうありさまだし、学校へ行けばいじめられるんで、いよいよもう行きたがらなくて、登校時間に腹痛を起こしちゃうというようなあんばいになっちゃったですね。それでも結局は小学校終わって、あのころ尋常高等科というのがあって、そこまで結局は行ったんですけど、2年生のときにそういう状態になったんです。

昭和12年に私は小学校へ上がるわけですが、このときの7月に楽泉園から、後で思うとTとUという技師が、これは村の衛生係の人だと思うんだけど、その人と、あのころ巡査と言っていた警官と4人してうちへやって来て、それで診察して、これは楽泉園へ行く病気だと。大風子の丸薬の瓶を置いて、これを飲んでるようにと。これがなくなるころ迎えに来るからということだったらしいですけど、それでうちの者と食器や何かはまぜこぜにするなど。着ていたものなんかをほかの子供に着せるなどというような注意をしていったらしいです。

それが7月で、迎えに来たのが10月の末だったようです。それで、兄は来たんですけど、私は学校で水飲み場に行くと、毎度ではないけれども、突き飛ばされてしまうこともあったんです。鉄棒に下がると、またこれも突き飛ばされるというようなことがあって、私も4年生の1学期か2学期のころに病気が出てきたんです。私の記憶では2学期からだと思っていたんだけど、ほかの兄弟たちが先入院している家族のところ面に来ている話で、どうも7月ごろ来たときに、あれもどうも病気になったらしいという話があったということなので、私の記憶よりは少しさかのぼって症状が出ていたようです。私に症状が出たら、今度は、先生は教室の一番後ろに私だけの机を置いて、そこにいるようにということでした。私は、戦死する兄の勧めで、親たちによってこれはあそこへ連れていかなきゃだめだと。親としては、結局欲目だったんでしょうね。すぐ連れていかなきゃならないと判断ができなくて、長男、私にとっては長兄の勧めで昭和16年の新学期に上がるときに母親に連れられてきたわけです。

来たところが、大変歓迎されたっていうか。兄は「どんなふうにいじめられた」というのが第一声だったんですけど、園内ではどこへ行ってもとがめられるということはなく、子供が珍しいから歓迎されて、「こっち来い、こっち来い」と。行けば、貧農だから菓子なんかめったに食べられない、そういうお菓子をどんどんくれるということで大変うれしくて、それから、どこか悪いところないかというんで、トラホームだと眼科から言われたんです。まあ、その前に来た翌日に内科の診察に行ったんだけど、ちょっと左手の小指、薬指が曲がっていたので、それをなでてみて、ほっぺたに出ていた斑紋をちょっと医者はずついてみて、「はい、いいでしょう」と言っただけで入園になったんですけど。それで、目がトラホームやったことがあるというので眼科へ通う。眼科のドアの取っ手がしんちゅう

でできた丸いものだったんです。それを回そうとして手を伸ばすと、手がこう、ちっちゃいのがわっと大きく写る。これがおもしろくて。何しろ数えの12だから、一生懸命こうやって。顔も同じでね。離すと急にすっとちっちゃくなる。それがまた寄るとふわっと大きくなるんで、おもしろがってそんなことやっていて、看護婦なんかを喜ばせるつもりでやっていたつもりじゃないんだけど、そんなことやっている、看護婦なんかに大変かわいがられてね、やっていたんですけれども。

最初は楽泉園には自由地区という制度があって、そこに親類と、その子供が新婚ほやほやでいる一戸建ての家があったんですけど、そこでちょっと、2週間か3週間ぐらいいたんですかね。それで天城の2号というところへ行って、そこからずっと下の、最初、楽泉園でできた娯楽場だったというところに患者の学校があって、そこへ通うんですけど。それでそこへ行き来しているうちに、療養所の中の学校だから弁当持たずに行って、ご飯が出る前に帰ってくるわけです。それで、ご飯食べたらまた午後も行くという授業だけれども、午前中に帰ってくるときに、分館、今の福祉課、あれは位置は変わっていないと思います。あそこに分館という建物があって、南側に窓があって、その窓下にむしろを敷いて四、五人の人が座らされて、これが実に異様な風景で、頭を刈ってもらっている姿を見たわけです。

異様な風景というのは、何しろ顔や首や手なんかの見えるところは真っ白なわけですよ。この白さといったら、ほんとはとすような白さ。これはいろいろな形容の仕方があるんだけど、八チの子のような白さというふうに表示する人もいるけど、とにかく真っ白に漂白された白い布のような白さ。それに髪の毛は黒くて、これはまだほとんど若い人ばかりだから白髪の人はいない。黒いですよね。それで、真っ黒に汚れた着物を着て、これは着物の帯をもらっていないために押さえて、前かがみにひれ伏すような形にいるんです。そこを患者職員の理髪係が頭刈ってやっていると。さっきも話に出たNという職員、これはあの当時、患者はみんな分館長だと、今で言えば福祉課長だと思っていたんだね。分館長さん、分館長さんと呼んでいた。このNさんが窓から見て、頭整髪されている人を、患者の世話係という職種の人を取り巻くと言っては大げさかもしれないけど、何人か外郭に立っている。そういう光景です。思わず、立ちすくむ感じで遠回りしてうちへ帰って、あれは何だと、部屋の大人に聞いたところ、それは恐らく特別病室からきょう入浴に連れてこられて、髪を刈ってもらってまた戻される場所を見たんだろうというような話をしていたら、天城舎の3号室にVという、その舎と裏の舎の管轄の世話係が昼飯にちょっとおくれて帰ってきて、きょうは特別病室の連中を出して、入浴させて、頭刈ってやって、また戻したところだという話で、それからいろいろ聞いたんですけど、とにかく特別病室というのはすごいところだと。これはあまり長くやってると時間がなくなるね。これはいろいろな文献に出ているから、そういうことです。

で、いろいろと聞いた中に子供の我々のぞっとさせられるような話は、ご飯を入れてやると、薄い箱に入ったご飯を入れてやるわけなんだけれども、それが狭い窓のところをく

ぐすときにご飯が窓の上に触って、ご飯が幾粒かそこについて残りはしないかというので、ご飯を入れてやると、中から汚れた細い指が出てきて、その上を探るという話、これには子供心ながら随分ぞっとさせられた話ですよ。そんなことはあったんだけど、何分にも子供だから、そんなにいろいろと考えず、楽しいほうへ楽しいほうへと行くわけですけどね。

あの当時、非常に症状の重い人がいた。これはほんとに同病者でも目をそらすような症状の人がいた。それが、いずれおれもああいうふうになるのかなと思うと、夜うなされるわけです。だから、おれは同じ病気だってああにはならないんだというふうに勝手に思い込んで日々を暮らすことにしたんだけど、やはりそのころから自分の未来というものを考えると眠れない。不眠をあのころから時々覚えるようになったんですね。

楽泉園に入って、この療養所に入って何が一番つらいかというふうに最近よく聞かれるんだけど、これは子供ながら、まあ、子供ならば特にということもあるかもしれないけど、自分は大きくなったら将来何になるんだと。おれはこうなる、あんなるといふような希望を持つわけだけでも、療養所に入ったらそれが一切ない。一生ここから出られないんだと。この病気は治らないんだと。ここから一生出られない。夢の描きようがない。後で考えてみると夢の描きようがなかった。そのことがやはり一番、子供心なんかをすまさせるものではなかったかと思うんです。

私は左手の小指と薬指が曲がってはいたものの病気は軽かったので、あの当時1年いなければ帰省許可は出ないと、出してくれないというわけだったんだけど、子供だからいいだろうというわけで、その年の暮れに帰省許可を出してくれて、国へ帰ることになったんです。それで、町の、今では坂の中途にあるバスターミナルから始発が出ているんだけど、あのころ湯畑から出たんです。湯畑で次のバスが出る1番のところで待っていたら、女の人が3人ほど来た。これがね、あのころ、大きなマスクかけて白衣来て帽子かぶってるからわからなかったんだけど、それを取っているからわからなかったんだけど、楽泉園の看護婦さんたちなんですよ。看護婦さんも暮れで郷里に帰るところだったんだね。それで私に「五郎ちゃん、どこ行く」と。「おれは国へ帰る」と。そうしたら「帰省許可もらってきたか」と。「もらってきた」と。「じゃあ、一番先に待っていたんなら一番先に乗せてやるから、あっちの見えない陰で待っている」と言われたんです。

これはかなり強いショックで、随分、治療棟の廊下あたりで看護婦さんにかわいがられたけど、結局あそこにいるときだけのことかと、1歩外に出ればこういうことかということ、あれはかなり強いショックでしたね、私にとっては。

まあ、それから結局正月、うちにいて、帰ってきて、その後も時々帰省するわけですけど、自分にあそこで生涯暮らさなきゃならないということになると、だんだん物心がついて、大人の気持ちがついてくるに従って、だんだんつらくなるわけです。それで、昭和20年に今のうちをやっている兄が繰り上げで兵隊に行くことになって送りに行ったんですけど、そのときにはもう私の同級生や1級下の連中なんかと少し会うということもできた

んだけど、その連中、みんな学校卒業しているか、来年は卒業するかということで、自分の身の振り方がみんな決まっているんです。あいつはどこそこへ行ったというようなことから、おれもあそこへ行くと、みんな行く先が決まっている。おれの行く場所、帰る場所というのは楽泉園しかなくて、そこへ帰っていくということで、昭和20年だから楽に帰ってこられるような車の便利さというのではないわけで、歩いたり、途中で一晩泊まっちゃったですけどね、帰ってくる。それで、長野原からこちらのバスには乗れたんだけど、そのバスがだんだん登ってきて、浅間山なんか楽泉園から見る角度と同じになったときに、もう、ほんとに何とも言えない寂しさにとらわれて、もうここからおりて自殺しよう、これは衝動的だけどそういうふうにしたものです。楽泉園へ入ればもう出ることができないと。昭和20年だから毎日のように人が死んでる。ああいうふうにどんどん死んでいく中に自分も入るんだということで、非常に寂しい思いをして、その後も何度か帰省するんだけど、やはり子供のころのように、家に長くいたいという気はなくなりました。一晩泊まれば帰ってきたくなくなっちゃう。

そういうことから次第次第に楽泉園の人間になるわけですけど、随分後に、これは昭和45年ごろになってからの話だけれども、自分は結局この病気が嫌で嫌で、自分がしよったこの運命が嫌で嫌で、逃れよう逃れようとしていたと。だけど、それじゃあもう人間として生まれたかいはないと。だから、ここで生きようと。自分の運命をしょって、それを真っ向から受けて生きようという気持ちになっていったんですけどね。それまでの過程としてそういうふうには終戦後のころ、大変悩んだと言っていいかと思います。

もうちょっと話していいかね。ここの小学校の先生の教える、教育をする考え方なんですけれども、結局、この病気は絶対治らないと。学問を積んでも、社会へ出てそれを生かす道というのはないと。そういう考え方に、Wという先生の思想はそういうふうになっていたんです。だからここで勉強するっていったって、卒業して患者作業に従事して、そこで困らないだけ　そこで困らないというのは、不自由舎、病棟なりの看護に行っ、国もとから来た手紙で読めない盲人さんにそれを読んでやり、返事の手紙を書いてやる程度の文字力と、それと売店へ出て、幾らのものを幾つ売って、幾ら受けとったから幾らおつりをやればいいというだけの計算力、これだけ身につければいいと。あとは何もすることはない、楽しく遊べと。寿命もそんなに長くはないんだと。子供のうちに発病したのは30までは生きられないんだから、その短い人生を無理をしないで楽しく過ごせというのがあの人の教育方針だったんです。それが北条民雄の『望郷歌』という小説で、患者児童の先生になっている人があの小説の主人公なんですけど、その人の考え方も全くW先生と同じですよ。これは驚いたというか、やはりあの当時、この病気は絶対治らないという思想の上にすべてが成り立っていたと思えるわけです。

それなら、この患者は絶対治らなかつたかということそんなことはない。あの当時、病気が落ちつくというふうな言葉で言ったんだけど、指が曲がったまま、またはまゆ毛が抜けたまま、足にまひ部分があるまま、足の裏なんかそうだけど、若いときにそういう

症状になって、生涯そのまま通す人が何人もいたわけです。私の知っている人では、元次元年生まれという人がいたんです。それが戦後まで生きていたんです。その人は指が曲がっていただけで、まゆ毛もなかったかな、ずっとそれで暮らしていたわけ。それが治った状態じゃないかと、プロミン使うようになって、無菌になって治ったと。無菌になってレプロミン反応が陽転して何年経過して治ったということを医者が出して、「治ったって言ったって、まゆ毛が生えてこないじゃねえか、曲がった指が伸びてこないじゃねえか」って言うと、「それはあんた、症状じゃない。あれは後遺症だ」と。それなら戦前だってあったんじゃないかと。あったんだけど、みんな、あれは治らないということにしていた。

これは実に不届きな考え方だったと言わざるを得ないと私は思います。結核なんかの場合も、喀血して肺がかなりいかれても、菌の活躍がおさまっちゃって生涯を全うする人が非常に多かった。非常にというか、かなりいた。それより高い率でこのハンセン病は病気が落ちついていただけです。それを治ったと見なしてくれない。それが北条民雄にあてた川端康成の手紙にも、「治っているそうじゃないか。おれの友達の医者が慶応にいるけれども、それが治っているんだけれども、日本ではそれを治ったことにしないそうじゃないか」という手紙があるんです。にもかかわらず、あれは治らないんだということにして、一たんハンセン病と名がつけば健康社会にはいけないと。菌の固まりだといって療養所に入れちゃう。みんな患者もそういう気持ちになっちゃって暮らしていたということじゃないかと。それは一つの隔離撲滅政策ということで大綱を打って、患者を療養所に入れておいたと。その統制をとるために各園の監禁室、楽泉園の特別病室、これを置いて患者を弾圧してきたんじゃないかということになるのではないかと思います。

私は、裁判が始まったときに、自分は不自由になったし、これから先どのようなことになろうと、人偽輪にならなきゃ生きていけないんだから、賠償訴訟というのはまあいいんじゃないかと。ただし、間違っていたということだけは謝ってもらいたいと。それと、昭和22年に楽泉園で人権闘争が起きて、特別病室問題が明るみに出て、これが一応この問題を追及して、今後あれは使わないという約束をとるんだけれども、あそこであんなふうに裁判も何もなしに、一方的な判断であそこへ閉じ込めて殺しちゃった人の殺人に対する責任はどうするのかということは、昭和22年のときにも一たんその問題が出たんだけれども、弁護士にこれを訴えてくれと頼むんだけれども、闘争委員会が1年たって解散しちゃうんです。そのために弁護士さんとしてはまだ提訴しないうちに依頼主がいなくなっちゃったというような形で、あの責任を追及するのが中途半端になっちゃった。だから、これはこの機会に明らかにできるだけ明らかにしたいという思いでいたんですけれども。だけど、ただ謝れというのは、これは裁判にならないんで、それは損害賠償という形で提訴しなければだめなんだということで、じゃあそれで結構ですということで、私も原告になって、この特別病室の問題を特に言いたいと、訴えたいと思ったんですけれども、私の健康もあって、原告陳述という機会を与えてくれたんだけれども、行けなかったというような状況があるんですけど。

『とがなくてしす』という本を公刊しておりますので、まあ、書店で売られていると思いますので、これは成り立ちから、その中で起きたいろいろな話を資料、またはそのころまだ生き残っていた人に聞いたりして書いたものなので、できればお読みいただきたいと思っております。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

今のは沢田さんがお書きになったものなんですか。

【沢田氏】 ええ。『とがなくてしす』。

【金平座長】 後でよく調べます。ありがとうございます。

それでは何かご質問ございますでしょうか。

冒頭におっしゃいましたように、話したいことはいっぱいあると。だけど短い時間だからとおっしゃいましたけれども、いろいろなお話をさせていただきます。

【鮎京委員】 とてもいいお話をお聞きすることができたのですけれども、さっき沢田さんは、若いとき大変悩んだけれども、自分がこの運命から逃れようとしてきたけれども、しかし、それでは生まれたかいがないじゃないかということで、あるときこの運命を引き受けていこうというふうに考えるようになったと言われた。そこら辺はとても心の中でのすごい葛藤があったと思うんですね。沢田さんの今のお姿を見ると、とても沢田さんはしっかりしていらっしゃるから、しっかりと人生を生き抜いていられたみたいと思うんだけど、悩んで、考え方をチェンジするときのお気持ちというのは葛藤がすごかったと思うので、そこら辺のことをちょっと説明していただけますか。

【沢田氏】 戦後間もなく病気を騒がして、目も悪くなっちゃって、左手が子供のときからやられちゃって手も悪いから、目が見えなきゃ何も仕事ができないというふうに思い込んだわけだけど、それにしても大づかみに言って割の悪い人生を持ちちゃったもんだということで、その過程でらい者に対するこういう取扱というのは著しく正義にもとると。だからこれは何とか変えてもらわなきゃならないということ、短歌や何かをやりながら、そのことをずっと訴え続けていたわけです。

そうしていくうちに、長島愛生園の園長の高島重孝という人が『愛生』に月々巻頭言として書いていたんだけど、その中に「人間40過ぎたら死ぬけいこをしろ」という文句があったんです。それで、毎日毎日怠るなど。50になってからでは遅いと。40過ぎたら死ぬけいこを開始しろとあったんです。これは目が見えなくなって、盲人の私がたまたま40に差しかかったころ、録音テープというのが普及して、よその園の機関誌なんか盲人でも読めるようになったんですけれども、そのときにその言葉に遭遇して、これは一体どういうことかと考えて、私なりに判断したのは、人間結局だれでも死ぬと。死ぬときに、おれは自分に与えられた人生を余すところなくというか、自分に与えられた人生をちゃんと生きたと、おれの人生楽しかったと、それで目をつぶれるような生き方をしなければいけないと、そういう意味なんだと私なりに判断したんです。そうすると、割の悪

い運命だの、運の悪い星のもとに生まれたんだのというようなことを言っていたんではないかと。この病気を真っ向から受けて生きると。

いろいろとそのころそういう不運というか、不運と言うのは語弊があるかもしれないけれども、目が見えないとか何とかというふうに、生まれついての人で人間社会に貢献した人、これはヘレンケラーを筆頭にして、日本では埴保己一なんかを筆頭にして、そういう人は随分いると思うけど、そういう人の残した言葉が随分耳に入ってきて注意を呼ぶようになったんです。その中に、熊谷鉄太郎という北海道生まれの盲人で牧師になった人がいるんだけど、この人の辞世 というのは随分古い、大時代的な言い方だけど、その人の短歌に「うべくんばまたも目ふしに生まれきて見果てぬ夢のあとを追いなん」という歌があるんだそうだね。これはやはり私はキリスト教というのはあまり好きじゃないけど、この人は牧師だったと。牧師の人もこう言う。おれだって、もう一度生まれきてても日本にこういう華やかならというのはいなくなっているだろうけど、少なくとももう一度目ふしになって見果てぬ夢のあとを追うぐらいの気持ちをおれも持たなければならぬと、その歌を聞いたときそういう気持ちになったんですね。

そんなようなことで、自分の人生楽しかったということで、国が我々に与えた身の上を、これをありがとうございましたとは到底言わないけど、自分の人生としてはそのころからそういうふうに変化したと言っていいと思います。

【鮎京委員】 ありがとうございます。

五郎さんのご家族が裁判で、「たとえどんなことがあろうと、外貌が損なわれることがあろうと、私はいつも人間でありたいと思って生きてきた」というようなことを証言されたんだけど、そのことも思い出しました。これからも頑張ってください。

【金平座長】 どうもありがとうございました。今、ほんとうに深い大きな問題を投げかけられたような気もいたします。

まだまだ多分、沢田さんもお話しになりたいだろうし、伺いたいんだけど、申しわけございません、きょうはこれで時間が来てしまいましたのでこれで終わりにしたいと思います。

1人だけどうしてもと言うので。

【森川委員】 森川といいます。

特別病室のことについてなんですが、『とがなくてしす』を書かれた後で、今現在、沢田さんがわかっていないことで、これからもっと明らかにしてほしいと思っていることがありましたら教えてください。

【沢田氏】 これは私の勘で、『とがなくてしす』を再版したときの言葉で書いたんですけども、懲戒検束規定というのがあって、園長に患者の懲戒権を与えていて、懲戒検束規定に定められている事項に園長が判断して、園長が決裁して入れたんだろうという判断がずっとあるんだけど、園長は1人も決裁していないんじゃないかと。園長は1人も相談していないんじゃないかという気が私はしています。この辺をほかの人も関心を

持って挑戦していただきたいと思うんですけれども。

私がそういうふうな判断を持つ一つの理由は、多磨全生園から送られてきた、これは名前を言っでは差し支えあるかと思うんだけど、もしマスコミの方で名前を書く場合は伏せていただきたいと思うんだけど、Xという人がいたんです。この人は、何かいろいろなことをやったので特別病室へ多磨から送られてきて入れられたんだけど、後の園長、成田稔っていったか、成田先生が後で裁判所でこの人のカルテだか記録だかを後で見ただけだけど、楽泉園へ転園させたというふうになっていたというんです。私はこれで判断して、おそらく多磨の園長が何日間の監禁に処するという形の決裁はしなかったんじゃないか。ただ単に楽泉園に転園させただけじゃないかと。受け取った楽泉園のほうは自分の園でやったんじゃないわけだから、そういう何か悪いこと　これは逃走したというだけのことのようにだけ、これはそういう形で送られてくればあそこへ入れるほかないというので入れて、楽泉園の園長が決裁するはずはないと思うんです。よそから送られてきたのは全部そうだと思うんです。

熊本の本妙寺のらい部落が一斉検挙になって、その中の何人かが楽泉園に送られて、9人が入れられるわけだけど、この人なんか、裁判で言う立件書類なんてないわけで、園長もこれは決裁して入れたとは思えない。『風雪の紋』というのを昭和57年に、患者がつづる楽泉園の50年誌ということで出しているんだけど、あのときに園の雑誌つづりを全部貸してもらって、目の見える人がそれを調べただけど、本妙寺から入れられた9人の人が出された理由というのは、その界限にいた健康者の仲間がそちらへ行って安穩に暮らしていると思ったら、そういうところに入れられていると聞いたと、あの人たちはそんな悪いことをする人じゃないんだからぜひ出してくれという陳情があって、すぐ出されているんです。

あそこで22人死んだことになっている。その全部がよそから来た人なんです。楽泉園から入れられた人もかなりいるんだけど、この人は1人も死んでいない。何しろ書類が古いから、1人死んでいるように見えるんだけど、よく見ると、やはり出てから死んでいるんです。なぜ楽泉園の人は死んでいないかという、入れられる前に、そんなところ入れないで勘弁してやってくれというふうに、あの当時の五日会なり友達なりが頼みに行くわけです。それで、どうしても入れられたら、じゃあ最小限度にしてくれというふうに言って、入れられた翌日あたりからもらい下げに行くわけです。そういう味方があればあの中で殺すわけにいかなかった。

これは有名な話で、Yという人、多磨全生園から送られてあの中へ入れられて、死ぬ前に園のほうで勝手に出されたように多磨のほうのあれに書いてあるんだけど、あれは昭和16年6月の話で、その昭和16年7月に多磨から湯ノ沢の建物を解体して楽泉園に運ぶ作業で、Zという人が来ているんです。この人がYさんに全生園にいたときに世話になっていた。それで楽泉園に行って、まだあそこへ入っていたら頼んで出してもらえと言われて、自分でも世話になっているから出してもらおうと思って、来てすぐにNさんのところへ行

ったというんです。「Ｙさん入っていますか」と言ったら、「入っている」と。「あれはかわいそうだから出してくれ」と。「ああ、そうかそうか」と、言ったらすぐ出してくれたとＺさんは今は亡くなっちゃいましたけれども、あの当時まだ生きていて、「おれが頼みに行ったらすぐ出してくれたよ」と言っていました。だから、あれだって結局、園長の処分ではないと思う。園長が処分してよこしたんなら、刑期があって、その刑期が終われば多磨へ連れていかなければならないという理屈になると思う。それがもう、中で死にそうになっているかなんかというのはお構いなしに入れておいて、Ｚさんが頼みに行ったらすぐ出した。これはそういう決裁なんかしていなかったと思わざるを得ないと私は思います。

この点をできれば、相当昔の話だけれども、ほかの人も研究していただきたいと私は前々から願っているんですけども。

【森川委員】 ありがとうございます。またお話を聞きに行きたいと思しますのでよろしく願います。

【金平座長】 沢田さん、どうもありがとうございました。今、森川さんも最後に「またお話を聞きに行きたい」と言っているらしいんですが、まさに私たちは今、投げかけてくださったような問題を皆様から伺いながら検証していきたいと思っておりますので、これからまたどうぞよろしく願います。きょうはほんとうにどうもありがとうございました。

それでは、私どものほう、終わりの時間が5時半ということで大変時間がせっぱ詰まっております、大分食い込んでおります。ほんとうでしたら、ここでいろいろなお話を3人から伺いまして、まずここで皆さんと伺ったお話についての意見交換をするというのがよろしいんですけども、きょうのところは、次回2月の検証会議のほうに回させていただいてよろしいでしょうか。どうしてもきょう決めなくてはいけないことがございまして、それは、きょう検討会の委員の方もいらっしゃいますけれども、これから先の、まさにきょうもいろいろとお話が出ましたけれども、いろいろな資料の請求をしていくということがございまして、そのやり方などをきょう決められるところまで決めたいと思っております。それでよろしゅうございますね。

ありがとうございます。それでは、きょうの3人のお話はまた次回にいろいろとみんな話したいと思えます。

それでは、きょうの議題としては、検証会議のほうでは、今後のスケジュールということになっておりますけれども、これにつきまして資料がお手元に配られております。「情報開示に関する検証会議アクション」というものがございます。これにつきまして、まず光石委員のほうからご説明いただけますでしょうか。

【光石委員】 「情報開示に関する検証会議としてのアクション」として、第1と第2と第3のアクションを同時に、ないしは必要に応じて随時行くと、こういう考え方です。第1は資料保存現地調査、第2が資料リストアップ請求、そして第3が個々の情報開示申請をするためのマニュアルをつくるということです。これはこれ以上おくらせることもで

きないと考えておりますので、できれば検証会議で今日、遅くともここ数日、1週間以内ぐらいに決めなければいけないことだと、タイムリミットだと思っています。

まず、保存資料の現地調査の件ですが、これは前回検証会議で、資料のリストアップや情報開示申請の2つのアクションではとても足りないというお声がありました関係で、資料の保管されている現場に立ち入って、保存状況、どういう資料があって、どういうふうに保存されているか、保管されているかということの調査をする。これはその資料の中身にある、例えば個人情報等があったにしても、その個人が同意するとかしないこととかいうことがわかる前に、こういうことはできないのではないかという問題点がありますけれども、私の理解では、いわば資料の項目といいましょうか、インデックスといいましょうか、そういうものを特定するというための作業であるということですので、そういう心配はないのではないかと考えているわけです。

この場合は3.2の「考え方」の にありますように、当然、そういう調査をする人たちは守秘義務を負っているわけですから、調査についてはそれは当然の義務としてかかってくるということです。その場合には、調査をした先、それがどこかの療養所であったり、いろいろな場所であるとは思いますが、そういう立ち入りを認めて説明したり、質問に対しては答えたり、場合によっては見せたり、閲覧したりする。その場合でも中身ではなくて、主としてインデックスぐらいだろうと思っておりますので、それに対しては全面的に協力してもらおうと、こういう考え方です。

それから、第2のアクションがリストアップの請求です。これは第1のアクションと同時にやってもいいし、並行して後にやってもいいということですが、どういふところにリストアップ請求をするかについては、それは第1のアクションと同じだろうと思います。それから、個々の情報開示手続きをしていく場合の、まず基本的な考え方として3.1にありますように、その情報を開示することが必要であるとか、あるいは相当であるとかいうことについては検証会議が判断する。その判断を被開示請求者、それは国だったり療養所だったりしますが、そういう情報開示を請求された側は検証会議の判断を最大限尊重するという考え方です。

そもそもこういった3つのアクションというのは、考え方は3.2の にありますように、これは国の委託に基づいて第三者評価機関である検証会議が、その事業目的を遂行するために行うアクションであって、これはそもそも国民の立場で情報開示請求をするような情報公開法に基づく手続きとは基本的に違っているということがありますので、これは情報開示という請求であるということがまず第1です。

それから、そういう意味では情報開示義務ないし情報開示責務を療養所等は負っているんだと。それは真相究明をするための協力をしてもらうための責務である。義務と言うか責務と言うかはどちらでもいいかもしれませんが。それから、検証会議から最終報告書その他で外部にいろいろなものを公表する場合には、患者名など患者を特定できる項目は付さないということです。それから、 にありますように、情報の中には個人情報もあります。

氏名とか生年月日、住所等ですけれども、そういうふうに個人が特定される情報については原則としてご本人ないし遺族の同意を得るという考え方ですが、ただ、そうは言ってもケース・バイ・ケースになりますけれども、請求をされた側は、できるだけ検証会議の設置の趣旨にかんがみて、その情報をこの会議が入手できるように最大限の努力を尽くしてもらおうという考え方です。これらはいずれも座長の名前でやるということになります。

問題点として、一つは、第1のアクションについては委員の守秘義務というくらいではちょっと心配ではないかということです。つまり、例えば公務員の場合の守秘義務のような法律上の義務ではないということが一方で問題提起されております。それから、ご本人や遺族などの同意を得るというのは、一体だれが同意を得るのかというような問題点。それからもう一つは、開示の必要性とか相当性について、資料の保管義務者には何の権限もないのかというような問題点も提起されております。それについて私の考えでは、この検証会議が開示が必要であり相当であると判断したことについては、それを尊重してもらうのであって、確認程度の権限にとどまるのではないかと。国を始め、請求をされた側が最大限に開示をするようにする責務があるのではないかと、そういう責務というものを考え方の中に明記したほうがいいという感じもしております。それは皆様方のご意見があれば、そういう項目を別立てにしたほうがいいのかもかもしれません。というのも、やはり国家の政策が、どうしてこういう誤った政策が策定され、かくも長きにわたったかということについての真相究明ですから、いわばその国家が全面的に協力するというのは、言わなくても当然かなというふうには思うのですけれども、しかしそのところが将来、ケースによっては紛糾することもあり得ると思いますので、今、 から を書いてございますけれども、別項目でそういうことを入れるということも考えられるということをつけ加えさせていただきます。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

お聞きのように、いろいろと私どもの検証には資料が必要になります。その資料を得る方法というのがとても大事になるかと思って、それを個々ばらばらに個人の委員がなさるのではなくて、やはり検証会議としてどうするかということが前回からの話になっておりまして、今、光石委員からアクションプランを出していただきましたけれども、一応、準備会というものを通しまして、これをきょう皆様方にご提示しております。

きょう、まだ問題点も3つほど、責務という言葉をきちんと入れるかどうかということ、国のほうの文書管理というんでしょうか、こういうふうな義務との関係というものをどうするのかということ、個人情報というものに対して同意をだれがどういうふうにとるのかという……。

【光石委員】 あと1点、申し落としましたが、それではご本人はもう亡くなられていて、ご遺族がもうわからない。そういう情報についてはどうするかということですが、これは私個人の考えですけれども、この検証会議の責任において開示をしていただくと。そ

の場合には同意を求める相手がおられませんけれども、もちろん特定するような項目は公開しないということは当然の限定で、かつ守秘義務が前提ですけれども、そういう、いらっしやらない、ないしは行方不明であるというような場合、それだからという理由で一切触れないというのは、もしそれがどうしても必要で、かつこの検証事業に不可欠のものであるというならば、検証会議の責任においてやっていいということも考え方の中に明記したほうがいいかなということもつけ加えたいと思います。

【金平座長】 いずれにしても、ここで検証会議の意見をまとめて、そしてやはり会議としてのオーソライズをしておかないと、これは国が現実に療養所を管理していらっしやいますし、そこの折衝の過程でも今後問題になると思いますので、とても大事なところかと思えます。

きょうはご意見をどんどんお出しただいて、きょう意見が完全に一致できればいいんですけれども、どうしてもいかない場合には、後でご提案申し上げますけれども、光石さんもおっしゃいましたけれども、ここ1週間ぐらいの間にとというか、2月に入る前、1月中ぐらいにこれを固めてしまわないと、各委員の資料要求が前に進まないと思いますので、後でまたご提案する形をとって、これを最終的に詰めたいと思いますが、とりあえずきょうのところは今の提案に対して、疑問点を提示していただきましたから、質問とご意見をお願いいたします。

【宮田委員】 質問なんですけど、考え方の、番の「検証会議から外部へ公表する際は」という、これはどんなケースが考えられるんですか。

【光石委員】 通常は中間報告書とか、あるいは最終報告書とか、そういう様式になるんだろうと思っています。それ以外のこともあるのかもしれませんが、とにかくこの会議はいつも公開ですけれども、しかし文書として検証会議の名前で公表するような文書であれば、それは全部という、そういう趣旨だと思いますが、よろしいでしょうか。

【金平座長】 ほか、いかがでしょうか。

【並里委員】 責務と、あるいはもっとそれをはっきりと示した言葉でもいいかと思うんですが、ぜひ入れていただきたいと思います。

それから 番目なんですけれども、私たちが調査する形も、具体的に申し上げてもいいんですけれども、当然、見ているうちに直接にやはりお名前は出てきます。番目、これを守るのは当然のことで、これは守ります。名前なんか報告書に要らないわけですけれども、番目のほうの患者・遺族の同意を、これはやはり、ぜひこれに縛られないようにといたしますか、「最大限の努力」と、ここも「責務」としていただけたらありがたいのと、それからご遺族がいらっしやることも、我々実際には情報を十分つかんでいるケースもたくさんあります。だから、ご遺族がいらっしやっても、ご遺族は連絡をしてくれるなといたしますか、できない状態というのが非常に多い。大部分と申し上げてもいいのかもしれないんです。ご遺族がいらっしやるのはわかるんですが、連絡はしないという形になっている場合も、それはいないのと同じように扱っていただくとか、いろいろな逃げ道があるよう

な気がして、私は一つ一つ探っていくと怖くなってしましまして、なるべく私どもがほんとうの真相究明ができるような体制をつくっていただきたいと思うものですから、なるべく縛りがなくなるような、こんな言い方をして悪いのですが、悪用されないようなといえますか、そんな方向を望んでおります。

【金平座長】 ほかにはいかがでしょうか。

【筈委員】 これは光石先生の個人的な提案という形で提示されているように思いますが……。

【金平座長】 いいえ、申しわけありません。ちょっと先ほど触れましたけれども、一応、準備会というものを開いております。準備会の中でまとめたものでございますが、まだ積み残している問題がはっきり言ってありますので、そのこともお触れになったと思います。ですから、これで完全に準備会が成案にしているということではまだございません。

【筈委員】 そうですか。

先ほど光石先生のほうから留意点を何点か挙げられていました。我々の立場からいって、やはり十分人権を侵さない形での取り扱いを嚴重にさせていただきたい。先ほどの説明からいけば、私はおおむねこれでいいんじゃないかと思いますが、ただ、留意点がこれだけあるということをお話先生のほうからお話しになっていられるので、それをどういうふうにまとめるのかという問題が新たに出てきたんじゃないかと思いますが、その点はどうなんでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

【光石委員】 まず第1点は、第1のアクションに関して言いますと、保存状況の調査というのを、もう少し明確にすると。例えば、さっき申し上げたようにインデックスの確認とか、要するに括弧の中に明確にする文言を入れるとかですね。

【筈委員】 いやいや、私が質問しているのはそういうことじゃなくて、そういう留意点が出てきている。それをさらにここでまとめるかどうか。あるいは、新たな形でもう一度連絡会か何かで話し合うのか、この点、ここでまとめるのか、それとも留意点を我々が承認すれば、挙げられた留意点についてまとめができるのかどうか、どこでやるのか、それをお聞きしたい。

【金平座長】 今おっしゃっていることはとても大事だと思います。私どもは、きょうここである程度こういうふうな問題点がお残っているということがある。しかし、時間的なこともあってなるべく早くまとめなくちゃいけないと。ここでまとめられるならまとめたらいいんですけども、ちょっときょうは無理かなと思います。そうしたら、その場合にはどういうふうな形で今後、例えば、準備会をもう1回持って至急にやれと、その人たちにある程度預けるよとおっしゃてくださるかとか、そういうこともきょうは決めようと思っています。

【筈委員】 時間的な問題もあるし、しかし同時に光石先生からご指摘いただいた留意点については十分我々としてもわかる、理解できるものですので、それをまた、この情報開示というのは先を急がないと仕事にならないという問題ですから、そういう点では、私

はさっきの留意点を明確されておりますので、それに基づくまとめをまた連絡会が何かでやっていただければ、それで承認したいと思います。

【井上検討会委員長】 若干、経過をお話すると、先ほど、準備会で案をつくってと、その後は厚労省と折衝していますので、そこで指摘された点もあるんです。それから、厳密に言いますと、光石さん個人の見解も今出ましたし、ですから、それらの見解と、並里さんが出されたように開示をもっと積極的にしてもらうように義務として強めてほしいという、こういうご意見も出ましたから、それらを含めてやはり準備会でまとめて、それでお厚労省と折衝して結論を得ると、こういう形が一番いいかと思うのですが。

【金平座長】 わかりました。今、井上委員長から補足していただきました。井上委員長も準備会に出てくださっております。きょうのお話のように、並里さんがおっしゃいましたように、なるべく、逃げられると言うと変ですけども、しっかりと情報が開示されるように、そのところをはっきりしてほしいということがある反面、研委員も片方ではまたやっぱり人権の問題もきちんと考えなくちゃいけないというお話もございましたので、そのところは準備会でも何回も話はしているんですけども、やっぱりこの紙の上に残すときに、紙というか、実際、内容にもう少し言葉も整理をして、今、井上先生もおっしゃいましたけれども、主に厚労省になるかと思えますけど、そういうところとも少し折衝しながら、あくまで私どもが主体的にこの問題をまとめて、初期の検証という目的が達せられるようにやっていきたいと思えます。そのために時間をちょっといただきたいということも私から提案でございます。

【光石委員】 きょう、ご異議があったり、反対であるというようなことがあれば、ぜひ言っていて、もしそういうのがないけれども、少しずつ留保があるのなら、そこはきっちり明確に、クリアにしてくれということが今、研委員のほうから出ましたけれども、そういったことを含めて、大筋ではこのアクションのプランに対して、検証会議としては決めていいんだということであれば、あと細かい明確化、留保点のようなことを文章化すると、そういう作業を準備会にゆだねていただければ、もちろんその準備会を近々やって、それに対して皆さんに参加していただいたほうがいいんですけども、要するに形式としては、きょう、この検証会議で大筋これでよろしいということであれば、そういうふうな手続きになっていくのかと思っております。

【研委員】 私はそれでいいと思えます。ただ、検証会議で正式にやはりきちんとした形で最終的には決めると。その手続きで、もし可能ならば書面会議というか、早急にやらなければならないということになれば、書面で提示してもらおうという方法があるかと思えますが、それはいかがでしょうか。

【内田副座長】 3点ほど確認しておかなければいけないだろうと思えます。1点は、きょう光石先生のほうからご提案いただいたことについて、留保も含めて、基本的にここで一応それで結構だという同意をいただいて、つまり、きょうのご提案自体をもう1回白紙で議論するということが次回議論はしないと。少なくとも基本的な線はご了承いただい

て、留保点についてはさらに詰めていくという点についてはご同意いただくという形にさせていただければと。で、ご同意をほばいただいたというふうに確認させていただきたいというのが1点でございます。

それから留保事項につきましては、今後さらに詰めていくと。その際、厚労省などの意見も我々としては検討するというので、決して厚労省と折衝するというのではなくて、厚労省以外、いろいろなところからご指摘があれば、そのご指摘点を我々としては主体的に検討して、問題ないような形に詰めさせていただきたい。詰めることについては、準備会等を中心にして詰めるということについてご了承いただいたというように確認をさせていただくと。

それから第3番目としては、次回の検証会議に最終的にご提案して、オーソライズさせていただきますと。

この3点かなと思っております。それでよろしゅうございますでしょうか。

【宮田委員】 さっきお話を伺ったことによると、もう今月中には作業を始めたいということですから、次回の検証会議でオーソライズするというのは遅いと思うんです。そうだとしたら、一応、これを承認して、ただし最終的な文書の案がどうなったのかというのはそれぞれの委員さんは知りたいでしょうから、それをメールなりファックスなりでよろしいと思うんですけど、一応、各委員に配付して、それをもって了承というようにしたらいいのかなと思いますけど。

【金平座長】 確かに2月ではちょっと遅いと私も思います。しかし、また一面で、これは大変大きな問題だから、やっぱり検証会議でやはりこの内容を確定するほうがいいと、これは私も後々のことを考えたらそのほうがいいと思いますので、その2つを合わせると今のようなご提案と。これは内田先生がご提案くださったことを少し明確にさせていただいたんですけれども、今のようなことでいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。ほかの委員もよろしゅうございましょうか。

【並里委員】 個人のいわゆる臨床的なものが入ってくるとそういうものがあるんですけども、例えばもう一つ別に、学会のほうのとかいうか、そういう調査も入ってしまっていて、それからハンセン病研究センターの今の調査も入っていますので、もしよろしければ、そこら辺は人権とかというのがあまり関係がない。私がお願いしましたリストアップのこんなものというふうに書かせていただいた中にも、もうすぐにでも入手できるものが結構ありますので、そういうものは先にとか、そういうことも可能でしょうか。許可を先に進めていただくというか、そういう……。

【金平座長】 ただ、やっぱり前提になるところはオーソライズしておかないと、必要だから、急ぐからというものからやっていると、原則が崩れてしまうので、なるべく急ぎますから、そして、しかも今おっしゃったようなことも含めて、これは少し早目にとか、後で決定する場面を事務局にゆだねていくものとか、あくまで全体会議でやらなくてはいけないものとか、少し方法論を考えて、今のようなご要望になるべく沿うようにしたいと

思いますけれども、それでご理解いただけますでしょうか。

じゃあ、検討会議の皆様方が大体それでよろしいということのようでございますので...

....

【森川委員】 基本的な情報開示手続きマニュアルの作成で、必要性、相当性は検証会議が判断することとありますが、一番最後の3、5では、検証会議自体が必要性、相当性を判断するという事になっていないように思うんですが、これでよろしいんですか。

【光石委員】 終わりのどの部分が.....。 ですか。ケースA、B、Cの話ですか。

【森川委員】 はい。検証会議が判断するというケースはないようなんですが。

【光石委員】 Cケースは、必要性や相当性が自明のもの、そういうものは一々検証会議でやるということは、ちょっと時間もありませんので、事務局限りで判断できるというケースです。だけど、中には、これは検証会議準備会を開いてやらなくちゃいけないのも出てくる。しかし、いずれにしても検証会議が、座長が、その判断について責任を負うと。そのやり方をA、B、Cで分けたつもりなんです。

【金平座長】 今の光石委員のお話でおわかりかと思いますが、あくまで検証会議が責任を持つわけですけども、それを全部1項目ずつ全体会議をしなくても自明のこともあるだろうという形で、こういうふうな判断の、要するに責任のおろし方というんでしょうか、検証会議の。だけど、検証会議で最終的なオーソライズは必ずするというごさいます。事務局が決定をするというのではなく、決定はあくまで検証会議が責任を持つということですね。

【光石委員】 そうでしたら、先ほど内田委員のおっしゃった第1点は了承と理解してよろしいんですね。それから、第2点も準備会で詰めると。それから、第3点については宮田委員がおっしゃったように、少し近々に、それから笈委員のおっしゃった書面会議のような形で検証会議としての決定をすると、そういう理解でよろしいですか。

【井上検討会委員長】 書面付議という形できちりそこで承認いただくというふうにはっきりしておいたほうが良いと思います。2月26日の検証会議には報告して、そこで事後的に承認するという形で。

【金平座長】 今、井上委員長のほうからそういうお話が出ましたけれども、私もそれでいいかと思いますが、いかがでしょうか。一応、準備会の案をつくりましたら、早急に何らかの方法で検証会議の皆様方にそれをご提示して、ご意見がある場合にはご意見をいただいた上で決定にしてよろしいという、一応、ご了解をここで得ようと思います。そして、報告は次の検証会議のときに正式にもう一度かけて確認しておこうと思います。そういうやり方でいいでしょうか。

【笈委員】 申し合わせみたいな形でそれを了解するというのか、あるいは文章上明記しておく必要があるかどうか。今みたいな形で、準備会が判断すると、それで終わっちゃうおそれがあるという不安がありますから、その点は明記しておく.....。

【井上検討会委員長】 ちょっと待ってください。今、話をしているのは、準備会で案

をつかって、書面によって皆さんに付議をするということですね。ですから、そこで賛成、反対を取って、そこで承認していただくという形ですので、それは手続き上ですから、別に書面にしなくてもいいと思うんですが。その上で最終的には2月26日の検証会議で報告をして、最終的にそこで確認していただくと、こういう手続きだと思いますので、ですからただこういうふうになりましたという報告ではなくて、そこで賛否を問うということですから、書面付議というのはそういうことだと思いますので。

【金平座長】 先ほどから並里委員もおっしゃっていらっしゃるように、早く出してほしいというものもあるようでございますから、出せるはずだというものもあるはずでございますので、そういうのは一応、準備会から出しまして、皆様からご意見を再度ペーパーか何かでいただいたものを含めて、26日のときに出す案が大体固まったところで次の作業に入っていてもいいということ、きょうここでご理解いただければと思います。

【筈委員】 了解です。

【金平座長】 ありがとうございます。それじゃあ、ちょっと私の言葉が足りませんが、ご提案としては、先ほど内田先生のほうからご提案3ついただきましたので、これを一応ここではご了解いただくということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、もう一つ、お手元に「研究協力体制について」というご提案が検討委員会のほうから出されております。これにつきましては井上委員長からご説明くださいませ。

【井上検討会委員長】 検討会で具体的に今、検討作業を進めているわけですが、その際に幾つかの研究について協力をさせていただく方をお願いするという、こういうことが必要だろうということで、前の検証会と検討会の合同会議でもお話ししましたが、そのときは文書でなかったものですから、いろいろ細かいところをご理解いただけなかったので、今回、提案させていただいて、承認していただきたいということです。

手続き的には、検討会のほうを先にと考えましたが、これもまた既に、後で申し上げますが、調査班等では具体的に研究協力者委嘱したいと、こういう声もありますので、ここでご了解いただいて検討会で具体的に人員を充てるというふうにしたいということであります。

まず、協力体制ということで3つの協力者といいましょうか、段階を考えてみました。最初の「検討会委員の増員」というのは、これは既に内田委員に兼務していただくという形で第1で出ていますから、これはこれをお読みいただければいいと思いますので、ちょっと時間もありませんから、ここのところは省略をいたします。

あと、二、三、この2つの形がまだ承認されていけませんので、「検討会・研究協力者の委嘱」ということですね。これは検討会全体として協力していただきたいということで、検討課題に関する調査研究に当たって、検討会全体として協力を求めることが不可欠であると。それから、検討会として配慮が必要だという場合に、研究協力者としてお願いするということです。前は呼び方も仮称でしたが、特にご意見がなければ研究協力者という呼び

方でいったらどうかということでもあります。その際は研究費・謝金等については検討会全体で配慮して手当をするということです。3番目が手続きであります、いろいろ考えましたが、この場合でも検討会委員の増員と同じような手続きを踏んで、正式にお願いしたらどうかということです。最後の法務研究財団が委嘱するという形ですが、これは委嘱なのか依頼なのか、その辺は法務研究財団とも議論が必要かと思いますが、一応こういう形で提案させていただきます。

それから三番として、さらに検討会委員、これが個人として協力者をお願いするということです。こういう場合もあるでしょうから、検討委員が協力者を必要だという場合にはお願いをして、その際は研究費・謝金等については検討会委員個人へ配分されている研究費等で処理をしていただくと。提案は、この検討会委員ご自身が検討会に提案していただいて検討会で一応承認をすると。検証会議については報告をするということです。検証会議が、しかし、やはり依頼をするという、こういう形をとったほうがいいだろうということです。

具体的には検討会・研究協力者については既に先ほども申し上げましたが、調査班から既に調査についてのプロに調査全体についてアドバイスをいただきたいというようなことで考えられているわけですし、三の委員が協力者を依頼するという形も、委員からそうしたいという声が上がっていますので、ここでご議論いただいて承認していただきたいということでもあります。

【金平座長】 それでは、井上委員長のほうから3点出ておりますが、事務局に伺いますけれども、一番の「検討委員会の増員」で内田委員をお願いすることについては、前回のときに承認していると思うんですが。

【事務局（加納）】 内田委員については前回承認いただいております。その他の増員という……。

【井上検討会委員長】 これは要するに形式であって、こういう手続きでやったらいかがかと。既に内田委員については了解いただいた。具体的には宗教関係と福祉関係と教育関係、こういうところで考えているということです。順次提案させていただきたいということです。

【金平座長】 では、1項目ずつということではなくてよろしいですね。いかがでございましょうか。これまでもずっと話が出ておりますが、検討会委員の増員のことは以前にも出ておりますし、現に内田委員はご了解とっております。そのほかのところも、宗教関係とか順次という、今、ご提案がございましたので、それで了解してよろしゅうございませうか。

ありがとうございます。

それから、二番目の委嘱の問題でございまして、ご提案のとおりでいいかと思いますが、ただ、財団からこれを委嘱するという点について、財団事務局のほう、よろしいですか。

【事務局（加納）】 と については委嘱という形をとらせていただいて、 について

は個人的な形の依頼ということになるので、委嘱状は出さないという形でよろしいですか。

【井上検討会委員長】 検証会から依頼はする。だから委嘱でもいいと思うんですが、ちょっとそこ、性格が違うかなということなので、一応書き分けたんです。字句については少し検討してから。

【内田副座長】 検討会と事務局のほうで、もう少しその点についてご検討いただきたいと思うんですが、先ほど光石先生のご提案と絡みますけれども、守秘義務の問題に絡みます。やはり の方についての守秘義務といったような問題と絡みますので、やはり正式に形をとって、守秘義務があるということを委員個人から伝達するより、検証会議全体として周知徹底を図るといいうほうが、依頼された協力者の方もそういう形のほうがいいのかなという気がいたします。その方向で少し検討班と事務局のほうで、どういう形がつけられるかというようなことを詰めていただければと。この場で議論するのはちょっと難しいかなと思っております。

【金平座長】 では、今、事務局のほうに再度詰めてもらうという点を含んで、一応、この3つのご提案については方向性が出せたと思いますので、それでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

あと、今後のスケジュールでございますが、2月、3月、いかがでしょうか。

【事務局（加納）】 今後の日程ですが、1月17日の午後1時から3時という予定で第4回の検討会を予定させていただいております。場所は有楽町にあります東京国際フォーラムのDの501の部屋を予定しております。同日、午前10時から12時に、同じ東京国際フォーラムのGの406で調査班の会議も予定いたしております。そして、同じくGの406で同日の12時から1時と3時から5時の時間帯で検討会の運営委員会も予定いたしております。

2月26日の午後2時から4時という時間帯で、第6回の検証会議と第5回の検討会の合同会議を予定させていただいております。こちらのほう、場所は霞が関にあります弁護士会館の講堂を取っておりますので、そちらで予定をさせていただいております。

【鈿委員】 1月の何日？

【事務局（加納）】 1月17日です。こちらは検討会のほうになりますが。

あと、3月の日程なんですが、3月も検討会と検証会議の合同会議ということで日程調整させていただいていたんですが、座長と委員長の日程がなかなか合わないという形で、前回配付をさせていただいた3月の日程につきましては、いずれも候補から外させていただいて、3月19日という候補日を新たに設定させていただきたいと思っております。これについてはまだご連絡が事務手続きのほうでできておりませんので、3月19日の午後のご予定で皆さんのご予定をお聞きしたいと思いますので、それについてはまた個別にお聞きしていきたいと思っておりますので、3月19日の午後を第1候補ということでご予定いただきたいと思っております。

【金平座長】 ありがとうございます。

日程確認されているのはそこまででございますが、沖縄とかいうのは、それもまだですね。

【事務局（加納）】 すみません、ちょっとそちらも……。

【鮎京委員】 すみません、日程というか、これからのことなんですけれども、当然、検証会議というものについては予算が必要なわけで、厚労省のほうのご計画では平成15年度の予算については予算要求をなさるということで回答が出ているようでございます。こちらとしては、平成15年度というと来年の3月で終わってしまうので、それだとやはり、今、研究体制をつくり始めたところで、資料開示のルールもまだきちんとできていない状況なので、来年の3月でこの検証会議を完成させるということは非常に難しいと思うんです。もう1年、平成16年度もこの検証会議を行うと。そして、平成16年度年度末、つまり平成17年3月をもって最終報告を出すと、そういう形でスケジュールを決めていただいたらどうかと思うんです。

というのは、厚労省のほうにこれからも予算要求していただきたいということをごちらのほうで申し上げますとすれば、厚労省のスケジュールは大体ことしの春ぐらいいまでに平成16年度の予算要求をどうするかについてのお考えを決められるようなことでございますので、こちらの検証会議のリミットをどこにするのかということをごちの前に決めておかないと、厚労省のほうにこういう形で予算要求をしてくださいということをお話をしていくことができないと思うので、2月の会議でやってもよろしいんですけれども、2月の末で非常に遅くなってしまいますもので、ここで皆さんご同意いただければ、私たちは平成16年度までやるということで確認したらどうかと思っています。

【金平座長】 何かご意見ございますでしょうか。

【筈委員】 現状はそのとおりで、今の状況ですので終わるわけない。だから、もう1年伸ばす以外ないと思います。だから、今の提案はそのとおり、ここで確認してもいいんじゃないかと。理の当然の提案ですから。

【光石委員】 予算の規模は……。

【鮎京委員】 予算の規模は平成15年度は、平成14年度よりも減っていて、3,000万ぐらいのことだと伺っておりますが、平成16年度はどういう規模になるのかわかりません。平成16年度の予算というのはことしの春ごろから厚労省のほうでどういう要求をなさるかお決めになることであって、今はわからないです。

【光石委員】 検証会議のほうで要望は……。

【鮎京委員】 予算の規模ですか。それは要望というか、希望を出すことはいけないということはないと思いますが。

【牧野委員】 今のことに絡んで、私、この検証会議に出ている、検証会議の位置づけというのが非常にあやふやな感じがするんです。私たちは何の、だれに対して諮問を出すのかというところで予算の規模というのは随分違って来るんですよね。今の場合でしたら、

やっぱり厚労省の課長に対して諮問するぐらいの程度だから3,000万と、こういうふうな気がいたします。やはり局長にとか、大臣に対して私たちが諮問すると、当然予算は上がってくると思うんです。この辺もきちんと確認する必要があるのではないかと思うのですが。やっぱりその作業もしないと、3月予算には間に合わない。ここはきちんと押さえていただきたいと思います。私は、当然、大臣に対して諮問をするんじゃないかと思うんですが。

【金平座長】 諮問じゃなくて答申ですね。

【牧野委員】 大臣から諮問を受けて、それに対して答える。

【内田副座長】 答申です。

【鮎京委員】 もちろん、この検証会議を設置されたのは厚労省の中の疾病対策課の課長に頼まれたというのではなくて、厚労省自身が厚生大臣のお声により設置したものですから、ですから答申の提出先についても厚労省に対して出すという形になっています。厚労省が設置して予算づけをした第三者機関と把握されております。

【金平座長】 私も個人的には、厚労省がこうやって予算をきちんとつけているということは、厚労省の責任においてこれを設置していると考えておりますけれども、だからここに答申を出すというところまでは詰めておりませんから、もう少し、確かにそういうところは私たちの会の性格も含めて考える必要はあると思います。

鮎京さんがおっしゃったように、きょう、ここのとこで16年度の予算を、16年度までかかるというふうなことを要望するということですが、これは一応そういう方向ということだけ確認しておいて、次回のときまでに、今、牧野委員もおっしゃったようなことも含めて、きちんと厚労省に対してこういうふうに出そうじゃないかということでしょうか。

【鮎京委員】 きょう決めていただきたいんです。

【金平座長】 だから、きょう、提出するということを決めておいて。

【井上検討会委員長】 金額ではなくて、16年度いっぱいやって、16年度の終わりに報告あるいは答申をするという、そのことだけをまず決めていただきたいということで、先ほどの議論でいいますと、予算の点ですから厚労省はもちろん、原告弁護団、そことのいろいろな協議の中で決まるという側面と、それから私たちの検証作業で研究的観点からどのぐらい予算が必要かという、そういう面と、幾つかの要素があると思うんです。私としては検討会、検証会議で必要な予算はそれは要望としては当然厚労省にすべきだと思います。最終的に決めるのは厚労省ということになりますけれども、ですからそれはまだ現段階では難しいと。ただ、繰り返しますけれども、16年度いっぱいかかるというのは、これは今まで作業してきて、それでもまだ短いぐらいのものだということですので、そこだけは確認していただかないと、後が動けないということだろうと思いますので、よろしくをお願いします。

【金平座長】 ただ、その確認の方法ですが、どういふふうに……。確認だけで

それを厚労省のほうに……。

【鮎京委員】 議事録に残していただければ、そうしたら厚労省のほうに検証会議としては……。

【金平座長】 私もそうです。ここで議事録には残しませんが、何かアクションを起こして、ペーパーで何かやるとか、そういうことはまだということだと私は思うので。じゃあ、まだ今年度の検証会議の検討会のほうのあれもこれからという段階でございますから、ちょっと詰めておりませんが、やっぱり内容というか、方向としてはとても1年、2年では無理だろうという方向性は出たかなと思いますので、その段階でございますが、その次のもう1年継続する必要があるということを確認したということによるしゅうございますね。じゃあ、そういうふうに確認させていただきたいと思います。ありがとうございました。

これで一応、事務局、よろしいですね。

30分おくれてしまいました。きょうはありがとうございました。どうしてもやっぱり聞き取りをさせていただいていると、皆様方の思いもあるし、こちらで時間で切るのが忍びないような、もっと伺いたいということもございますけれども、それは森川さんもおっしゃってくださったように、この場だけじゃなくて、まさに検討会がそれを引き継いで、いろいろと具体的にそれぞれの項目に従ってまた資料を集め、整理していただけるものと思っております。

それではきょうはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。「きょうはお寒い中」と言いたいんですけども、参りましたらすぐに園の方から、「きょうはまだ零下10度にはならないで8度だから、きょうは寒くない」と言われてしまいましたので、「お寒い中を」と言えないんですけども、私どもにとっては大変お寒かったと思いますので、ふだんこの施設が置かれている条件というものがよくわかったような日だったと思います。自治会の会長さんが、こういう検証会議にはふさわしい日であると言われましたのも、やっと最後になってわかったような気がいたします。ほんとうにどうもありがとうございました。

了